

0001

1-1 契約の成立・効力 > 契約成立・申込み・承諾

難易度：基礎

- 民法上の契約自由の原則に関する説明として、最も適切なものはどれか。
- ア. 法令に特別の定めがある場合を除き、契約をするかどうかは各人が自由に決定できる。
 - イ. 一度交渉を開始した当事者は、必ず契約を締結しなければならない。
 - ウ. 契約内容は当事者が合意すれば、公序良俗や強行法規に反していても常に有効である。
 - エ. 企業間契約では契約自由の原則は適用されず、契約内容は法律が一律に定める。

答え・解説

正答：ア

ア：民法521条は、法令に特別の定めがある場合を除き、契約をするかどうかを自由に決定できるとする。
イ：交渉開始だけで契約締結義務が当然に生じるわけではない。
ウ：契約内容の自由も法令の制限内で認められる。公序良俗や強行法規に反する合意まで有効になるわけではない。
エ：契約自由の原則は企業間契約にも及び。
総合解説：民法521条は、法令に特別の定めがある場合を除き、契約をするかどうかを自由に決定できるとする。
。契約成立の場面では、申込み・承諾の要件と例外を区別して判断することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0002

1-1 契約の成立・効力 > 契約成立・申込み・承諾

難易度：基礎

- 特別の定めがない通常の契約について、民法上、契約が成立する時点として最も適切なものはどれか。
- ア. 申込者が契約書案を作成したとき。
 - イ. 契約内容を示した申込みに対し、相手方が承諾をしたとき。
 - ウ. 当事者双方が契約書に押印したときに限る。
 - エ. 目的物の引渡しまたは代金支払いが完了したときに限る。

答え・解説

正答：イ

ア：契約書案の作成だけでは相手方の承諾がない。
イ：民法522条1項は、申込みに対して相手方が承諾をしたときに契約が成立すると定める。
ウ：契約成立に書面や押印が必要かは契約類型や特別法による。一般原則として必須ではない。
エ：履行の完了は通常、契約成立後の問題である。
総合解説：民法522条1項は、申込みに対して相手方が承諾をしたときに契約が成立すると定める。契約成立の
場面では、申込み・承諾の要件と例外を区別して判断することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0003

1-1 契約の成立・効力 > 契約成立・申込み・承諾

難易度：標準

民法上の契約成立の方式に関する説明として、最も適切なものはどれか。

- ア. すべての契約は書面を作成しなければ成立しない。
- イ. 企業間契約は必ず記名押印がなければ無効である。
- ウ. 法令に特別の定めがない限り、契約成立に書面作成その他の方式は不要である。
- エ. 口頭の合意は、当事者が履行を開始しても契約として扱われない。

答え・解説

正答：ウ

ア：すべての契約に書面を要求する一般規定はない。
イ：記名押印は証拠上重要でも、一般に契約成立の絶対要件ではない。
ウ：民法522条2項は、法令に特別の定めがある場合を除き、契約成立に方式を要しないとする。
エ：口頭でも申込みと承諾があれば成立し得る。
総合解説：民法522条2項は、法令に特別の定めがある場合を除き、契約成立に方式を要しないとする。契約成立の場面では、申込み・承諾の要件と例外を区別して判断することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0004

1-1 契約の成立・効力 > 契約成立・申込み・承諾

難易度：標準

A社がB社に対し「9月10日までに承諾すれば売却する」と承諾期間を定めて申込みをした。撤回権を留保する旨の表示はない。この申込みに関する説明として最も適切なものはどれか。

- ア. A社はB社が承諾する前なら理由なくいつでも撤回できる。
- イ. 申込みはB社に到達した瞬間に必ず契約となる。
- ウ. 承諾期間を定めた申込みは、書面でなければ当然に無効である。
- エ. A社は原則として、その承諾期間中は申込みを撤回できない。

答え・解説

正答：エ

ア：期間を定めた申込みには撤回制限がある。
イ：申込みの到達だけでは契約は成立せず、原則として承諾が必要である。
ウ：承諾期間を定める申込み自体に一般的な書面要件はない。
エ：民法523条1項により、承諾期間を定めた申込みは、撤回権を留保した場合を除き、原則として撤回できない。
総合解説：民法523条1項により、承諾期間を定めた申込みは、撤回権を留保した場合を除き、原則として撤回できない。契約成立の場面では、申込み・承諾の要件と例外を区別して判断することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0005

1-1 契約の成立・効力 > 契約成立・申込み・承諾

難易度：基礎

承諾の期間を定めてした申込みについて、その期間内に申込者が承諾の通知を受けなかった場合の原則的な効果はどれか。

- ア. 申込みはその効力を失う。
- イ. 契約が自動的に成立する。
- ウ. 申込みは無期限に存続する。
- エ. 申込者が裁判所に失効確認を申し立てるまで有効である。

答え・解説

正答：ア

- ア：民法523条2項により、承諾期間内に承諾の通知を受けなかったときは申込みは効力を失う。
- イ：沈黙だけで当然に契約成立とはならない。
- ウ：期間を定めた申込みは期間徒過で失効する。
- エ：失効に裁判手続は必要ない。

総合解説：民法523条2項により、承諾期間内に承諾の通知を受けなかったときは申込みは効力を失う。契約成立の場面では、申込み・承諾の要件と例外を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0006

1-1 契約の成立・効力 > 契約成立・申込み・承諾

難易度：標準

承諾期間を過ぎて到達した承諾について、民法上、申込者が取り得る扱いとして最も適切なものはどれか。

- ア. 遅延した承諾でも必ず当初の申込みどおり契約が成立する。
- イ. 遅延した承諾を新たな申込みとみなすことができる。
- ウ. 遅延した承諾は法律上存在しなかったものとして扱うしかない。
- エ. 遅延した承諾を受けた申込者は、必ず損害賠償を請求しなければならない。

答え・解説

正答：イ

- ア：期間徒過後の承諾が自動的に当初契約を成立させるわけではない。
- イ：民法524条は、申込者が遅延した承諾を新たな申込みとみなすことができるとする。
- ウ：遅延承諾を新たな申込みとして扱う余地がある。
- エ：損害賠償請求が当然に義務付けられる規定ではない。

総合解説：民法524条は、申込者が遅延した承諾を新たな申込みとみなすことができるとする。契約成立の場面では、申込み・承諾の要件と例外を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0007

1-1 契約の成立・効力 > 契約成立・申込み・承諾

難易度：標準

承諾期間を定めないで行った申込みについて、撤回権を留保していない場合の原則として最も適切なものはどれか。

- ア. 相手方が承諾する前ならいつでも自由に撤回できる。
- イ. 申込みは到達後24時間だけ有効である。
- ウ. 申込者が承諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは撤回できない。
- エ. 相手方が一度検討を開始すれば申込みは永久に撤回できない。

答え・解説

正答：ウ

ア：撤回権を留保していない場合は一定の撤回制限がある。
イ：一律24時間という法定期間はない。
ウ：民法525条1項は、期間を定めない申込みについて、承諾通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは原則として撤回できないとする。
エ：撤回制限は無期限ではなく、相当な期間が基準となる。
総合解説：民法525条1項は、期間を定めない申込みについて、承諾通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは原則として撤回できないとする。 契約成立の場面では、申込み・承諾の要件と例外を区別して判断することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0008

1-1 契約の成立・効力 > 契約成立・申込み・承諾

難易度：応用

対面の商談中、A社担当者がB社担当者に価格を提示して売買を申し込んだ。承諾期間の定めはなく、撤回権留保の表示もない。対話が継続している間の申込みについて最も適切なものはどれか。

- ア. A社は相当期間が経過するまで一切撤回できない。
- イ. 対話者への申込みは、相手方が沈黙した時点で自動承諾となる。
- ウ. 対話が終了しても、申込みは必ず無期限に存続する。
- エ. A社は対話が継続している間、申込みを撤回することができる。

答え・解説

正答：エ

ア：一般の非対話者への申込みと異なる特則がある。
イ：沈黙が当然に承諾になるわけではない。
ウ：民法525条3項により、原則として対話中に承諾がなければ対話終了時に失効する。
エ：民法525条2項は、対話者に対する期間の定めのない申込みについて、対話継続中は撤回できるとする。
総合解説：民法525条2項は、対話者に対する期間の定めのない申込みについて、対話継続中は撤回できるとする。 契約成立の場面では、申込み・承諾の要件と例外を区別して判断することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0009

1-1 契約の成立・効力 > 契約成立・申込み・承諾

難易度：基礎

AがBに申込みの通知を送った後、Bが承諾通知を送る前にAが死亡した。Aは死亡時に申込みを失効させる旨を表示しておらず、Bも承諾通知を送るまでAの死亡を知らなかった。この場合の説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 申込みは、Aが死亡したというだけでは当然には効力を失わない。
- イ. 申込者が死亡すれば、申込みは常に発送時にさかのぼって無効となる。
- ウ. BがAの死亡を知らなくても、申込みは必ず失効する。
- エ. 申込みの効力はAの相続人が新たに書面で承認しなければ一切生じない。

答え・解説

正答：ア

ア：民法526条では、申込者が失効意思を表示していた場合や、相手方が承諾通知を送るまでに死亡等を知った場合などに申込みが失効する。設問ではその事情がない。

イ：死亡だけで当然に遡及無効となる規定ではない。

ウ：相手方が死亡を知ったかどうか要件となる。

エ：相続人の新たな書面承認を一律に要求する規定はない。

総合解説：民法526条では、申込者が失効意思を表示していた場合や、相手方が承諾通知を送るまでに死亡等を知った場合などに申込みが失効する。設問ではその事情がない。契約成立の場面では、申込み・承諾の要件と例外を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0010

1-1 契約の成立・効力 > 契約成立・申込み・承諾

難易度：標準

申込者の意思表示または取引上の慣習により、承諾の通知を必要としない場合、契約が成立する時点として最も適切なものはどれか。

- ア. 申込みを送った時。
- イ. 承諾の意思表示と認めるべき事実があった時。
- ウ. 申込者が契約成立を希望した時。
- エ. 裁判所が契約成立を認定した時。

答え・解説

正答：イ

ア：申込みの発送だけでは相手方の承諾は示されない。

イ：民法527条は、承諾通知を要しない場合、承諾の意思表示と認めるべき事実があった時に契約が成立するとする。

ウ：一方当事者の内心だけで契約成立時点は決まらない。

エ：裁判所の認定は紛争時の判断であり、成立要件そのものではない。

総合解説：民法527条は、承諾通知を要しない場合、承諾の意思表示と認めるべき事実があった時に契約が成立するとする。契約成立の場面では、申込み・承諾の要件と例外を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0011

1-1 契約の成立・効力 > 契約成立・申込み・承諾

難易度：標準

A社が「100個を1個1,000円で売る」と申し込み、B社が「1個900円なら承諾する」と回答した。この回答の民法上の扱いとして最も適切なものはどれか。

- ア. A社の申込みどおり1個1,000円で契約が成立する。
- イ. B社の回答どおり1個900円で直ちに契約が成立する。
- ウ. 当初の申込みを拒絶するとともに、新たな申込みをしたものとみなされる。
- エ. 価格変更は契約の重要部分ではないため、回答は単なる承諾として扱われる。

答え・解説

正答：ウ

ア：条件を変更した回答は純粋な承諾ではない。
イ：B社の新たな申込みにA社の承諾がなければ900円での契約は成立しない。
ウ：民法528条により、申込みに条件を付しその他変更を加えた承諾は、申込みの拒絶と新たな申込みとみなされる。
エ：価格変更は典型的な内容変更であり、単純承諾とは扱われない。
総合解説：民法528条により、申込みに条件を付しその他変更を加えた承諾は、申込みの拒絶と新たな申込みとみなされる。契約成立の場面では、申込み・承諾の要件と例外を区別して判断することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0012

1-1 契約の成立・効力 > 契約成立・申込み・承諾

難易度：応用

契約成立における「申込み」の説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 将来契約するかもしれないという内心の希望だけで足りる。
- イ. 相手方に交渉開始を促す広告は、内容を問わず常に民法上の申込みである。
- ウ. 申込みは必ず公証人の認証を受けなければ効力を生じない。
- エ. 相手方の承諾があれば契約を成立させる意思をもって、契約内容を示して行う意思表示である。

答え・解説

正答：エ

ア：内心の希望だけでは相手方に対する意思表示にならない。
イ：広告が常に申込みになるわけではなく、内容・取引態様により判断される。
ウ：一般の申込みに公証人認証を要求する規定はない。
エ：民法522条の申込みは、契約内容を示してその締結を申し入れる意思表示である。広告等は内容や表示態様により、申込みではなく申込みの誘引となることもある。
総合解説：民法522条の申込みは、契約内容を示してその締結を申し入れる意思表示である。広告等は内容や表示態様により、申込みではなく申込みの誘引となることもある。契約成立の場面では、申込み・承諾の要件と例外を区別して判断することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0013

1-1 契約の成立・効力 > 意思表示・代理

難易度：基礎

表意者が真意ではないことを知りながらした意思表示（心裡留保）の効力に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア. 原則として有効だが、相手方が表意者の真意でないことを知り、または知ることができたときは無効となる。

イ. 表意者の真意と異なる以上、常に無効となる。

ウ. 相手方が善意でも、表意者が後から撤回すれば当然に無効となる。

エ. 企業間取引では心裡留保に関する民法の規定は適用されない。

答え・解説

正答：ア

ア：民法93条は心裡留保を原則有効とし、相手方が真意でないことを知り、または知ることができた場合に無効とする。

イ：心裡留保は常に無効ではない。

ウ：単なる後日の撤回で当然に無効化できるわけではない。

エ：企業間取引にも民法の意思表示規定は適用される。

総合解説：民法93条は心裡留保を原則有効とし、相手方が真意でないことを知り、または知ることができた場合に無効とする。 意思表示の瑕疵と代理では、当事者・代理人・第三者の誰の認識を基準にするかを条文ごとに整理することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0014

1-1 契約の成立・効力 > 意思表示・代理

難易度：標準

AとBが、債権者から財産を隠す目的で、実際には売る意思がないのに土地を売買した外形を作った。この通謀虚偽表示に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア. A・B間でも有効であり、第三者にも常に有効である。

イ. A・B間の売買は無効だが、その無効を善意の第三者に対抗できない。

ウ. A・B間では無効であり、善意の第三者にも必ず無効を主張できる。

エ. 通謀虚偽表示は刑事罰の対象となる場合だけ民法上無効となる。

答え・解説

正答：イ

ア：当事者間では無効である。

イ：民法94条は、相手方と通じてした虚偽の意思表示を無効とし、その無効を善意の第三者に対抗できないとする。

ウ：善意の第三者は保護されるため、無効を対抗できない。

エ：民法上の無効は刑事罰の有無を要件としない。

総合解説：民法94条は、相手方と通じてした虚偽の意思表示を無効とし、その無効を善意の第三者に対抗できないとする。 意思表示の瑕疵と代理では、当事者・代理人・第三者の誰の認識を基準にするかを条文ごとに整理することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0015

1-1 契約の成立・効力 > 意思表示・代理

難易度：標準

錯誤による意思表示について、民法上、取消しが認められ得る場合として最も適切なものはどれか。

ア. どのように軽微な勘違いでも、表意者が主張すれば必ず取り消せる。

イ. 錯誤があっても、相手方が同意しない限り一切取り消せない。

ウ. 意思表示に対応する意思を欠く錯誤などがあり、その錯誤が法律行為の目的および取引上の社会通念に照らして重要なものである場合。

エ. 錯誤は意思表示を当然無効にするため、取消しという制度は存在しない。

答え・解説

正答：ウ

ア：軽微な錯誤まで一律に取消し対象とはならない。

イ：取消しは法定要件を満たせば認められ、相手方の同意が絶対要件ではない。

ウ：民法95条は、一定の重要な錯誤がある意思表示を取り消すことができるとする。

エ：現行民法では錯誤の効果は原則として取消しである。

総合解説：民法95条は、一定の重要な錯誤がある意思表示を取り消すことができるとする。意思表示の瑕疵と代理では、当事者・代理人・第三者の誰の認識を基準にするかを条文ごとに整理することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0016

1-1 契約の成立・効力 > 意思表示・代理

難易度：基礎

CがAをだまして、AにBとの契約を締結させた。B自身は詐欺をしていない。この契約をAが詐欺を理由に取り消せる場合として最も適切なものはどれか。

ア. Bが詐欺を知らない善意無過失の場合でも、常に取り消せる。

イ. CがAの親族である場合に限り取り消せる。

ウ. 第三者詐欺では、契約締結後10日以内に限り取り消せる。

エ. BがCによる詐欺の事実を知り、または知ることができた場合。

答え・解説

正答：エ

ア：第三者詐欺では相手方の認識可能性が要件となる。

イ：詐欺者との親族関係は要件ではない。

ウ：10日という一律の取消期間は定められていない。

エ：民法96条2項により、第三者による詐欺の場合、相手方がその事実を知り、または知ることができたときに取消しが認められる。

総合解説：民法96条2項により、第三者による詐欺の場合、相手方がその事実を知り、または知ることができたときに取消しが認められる。意思表示の瑕疵と代理では、当事者・代理人・第三者の誰の認識を基準にするかを条文ごとに整理することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0017

1-1 契約の成立・効力 > 意思表示・代理

難易度：標準

強迫による意思表示に関する説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 強迫による意思表示は、表意者が取り消すことができる。
- イ. 強迫による意思表示は常に当然無効であり、取消しは不要である。
- ウ. 強迫者が契約の相手方本人でなければ、いかなる場合も取消しできない。
- エ. 企業の担当者が強迫された場合は、会社の意思表示には影響しない。

答え・解説

正答：ア

ア：民法96条1項は、詐欺または強迫による意思表示を取り消すことができるとする。
イ：効果は当然無効ではなく取消しである。
ウ：第三者による強迫について、第三者詐欺と同じ相手方の認識要件は置かれていない。
エ：会社の意思表示でも、代理・代表等を通じて形成された意思表示の瑕疵が問題となり得る。
総合解説：民法96条1項は、詐欺または強迫による意思表示を取り消すことができるとする。意思表示の瑕疵と代理では、当事者・代理人・第三者の誰の認識を基準にするかを条文ごとに整理することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0018

1-1 契約の成立・効力 > 意思表示・代理

難易度：応用

A社がBに代理権を与え、Bがその権限内で「A社の代理人として」C社と契約した。この契約の効果として最も適切なものはどれか。

- ア. 契約の効果は必ずB個人にのみ帰属する。
- イ. 原則として、契約の効果はA社に直接帰属する。
- ウ. C社が後からA社を選択した場合にだけA社へ効果が帰属する。
- エ. 代理契約は、裁判所の許可がなければ本人に効果を生じない。

答え・解説

正答：イ

ア：適法な代理行為の効果は代理人個人ではなく本人に帰属する。
イ：民法99条により、代理人が権限内で本人のためにすることを示してした意思表示は、本人に直接効力を生ずる。
ウ：相手方の後日の選択によって帰属先が決まる制度ではない。
エ：一般の代理行為に裁判所許可は必要ない。
総合解説：民法99条により、代理人が権限内で本人のためにすることを示してした意思表示は、本人に直接効力を生ずる。意思表示の瑕疵と代理では、当事者・代理人・第三者の誰の認識を基準にするかを条文ごとに整理することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0019

1-1 契約の成立・効力 > 意思表示・代理

難易度：基礎

Aの代理人Bが、代理権の範囲内ではあるものの、Aのためにすることを示さずCと契約した。CはBがAの代理人であることを知らず、知ることもできなかった。この場合の原則として最も適切なものはどれか。

- ア. 当然にAにだけ契約効果が帰属する。
- イ. 契約は当然に無効となる。
- ウ. Bが自己のためにした契約とみなされる。
- エ. Cが契約を履行すれば、その時点で必ずAに効果に移る。

答え・解説

正答：ウ

ア：顕名を欠き、相手方も代理関係を知らない場合は本人に当然帰属しない。
イ：契約が当然無効となるのではなく、代理人自身の行為として扱われる。
ウ：民法100条は、代理人が本人のためにすることを示さない意思表示を原則として自己のためにしたもののみならず、相手方が代理であることを知り、または知ることができた場合は例外がある。
エ：履行により自動的に本人へ効果が移転する規定はない。
総合解説：民法100条は、代理人が本人のためにすることを示さない意思表示を原則として自己のためにしたもののみならず、相手方が代理であることを知り、または知ることができた場合は例外がある。 意思表示の瑕疵と代理では、当事者・代理人・第三者の誰の認識を基準にするかを条文ごとに整理することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0020

1-1 契約の成立・効力 > 意思表示・代理

難易度：標準

代理人が相手方に対してした意思表示について、錯誤・詐欺・強迫や事情の知・不知が効力に影響する場合、原則として誰を基準に判断するか。

- ア. 本人だけを基準に判断する。
- イ. 相手方の取締役会だけを基準に判断する。
- ウ. 常に裁判官の主観を基準に判断する。
- エ. 代理人を基準に判断する。

答え・解説

正答：エ

ア：代理人が意思表示をした場面では、原則として代理人の認識等が基準となる。
イ：取締役会を一律の基準とする規定ではない。
ウ：裁判所は法的要件に基づき事実認定するのであり、裁判官の主観が基準ではない。
エ：民法101条は、代理行為の瑕疵等について原則として代理人を基準に判断すると定める。
総合解説：民法101条は、代理行為の瑕疵等について原則として代理人を基準に判断すると定める。 意思表示の瑕疵と代理では、当事者・代理人・第三者の誰の認識を基準にするかを条文ごとに整理することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0021

1-1 契約の成立・効力 > 意思表示・代理

難易度：標準

Aから土地売却の代理権を与えられたBが、Aの事前許諾もなく、その土地をB自身が買い受ける契約をAの代理人として締結した。債務の履行に当たる場合でもない。この行為の扱いとして最も適切なものはどれか。

ア. 原則として代理権を有しない者がした行為とみなされる。

イ. 代理権の範囲内であれば自己契約は常に完全に有効である。

ウ. 自己契約は必ず刑事罰の対象となるため民法上の効力は検討しない。

エ. Bが契約書を2通作成すれば有効になる。

答え・解説

正答：ア

ア：民法108条は、自己契約や双方代理を原則として無権代理とみなす。ただし、債務の履行や本人があらかじめ許諾した行為等は例外となる。

イ：利益相反のおそれがあるため、単に形式上代理権の範囲内というだけで常に有効とはならない。

ウ：民法上の効力判断と刑事責任は別問題である。

エ：契約書の通数で自己契約の制限は解除されない。

総合解説：民法108条は、自己契約や双方代理を原則として無権代理とみなす。ただし、債務の履行や本人があらかじめ許諾した行為等は例外となる。 意思表示の瑕疵と代理では、当事者・代理人・第三者の誰の認識を基準にするかを条文ごとに整理することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0022

1-1 契約の成立・効力 > 意思表示・代理

難易度：応用

代理権のないBがAの代理人と称してCと契約した場合の説明として最も適切なものはどれか。

ア. BがAの名を使っただけで、契約は当然にAへ効力を生じる。

イ. Aが追認しなければ、原則としてその契約はAに対して効力を生じない。

ウ. Cが契約締結時に善意であれば、無条件にAへ効力が生じる。

エ. Aは契約締結後に追認することが法律上できない。

答え・解説

正答：イ

ア：名義を用いただけで代理権が創設されるわけではない。

イ：民法113条は、無権代理人がした契約は、本人が追認しなければ本人に対して効力を生じないとする。

ウ：相手方の善意だけで本人への効果帰属が当然に認められるわけではなく、表見代理等の別要件が必要となる。

エ：本人には追認の制度が認められている。

総合解説：民法113条は、無権代理人がした契約は、本人が追認しなければ本人に対して効力を生じないとする。 意思表示の瑕疵と代理では、当事者・代理人・第三者の誰の認識を基準にするかを条文ごとに整理することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0023

1-1 契約の成立・効力 > 契約条項・約款・解釈

難易度：基礎

契約条項の有効性に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア. 当事者が署名押印した条項は、内容を問わず必ず有効である。

イ. 企業間契約では公序良俗の規定は適用されない。

ウ. 当事者は原則として契約内容を自由に定められるが、法令の制限や公序良俗に反する条項まで常に有効となるわけではない。

エ. 法律に反する条項でも、契約書に太字で記載すれば有効になる。

答え・解説

正答：ウ

ア：署名押印があっても強行法規や公序良俗に反する条項が有効になるとは限らない。

イ：公序良俗の規定は企業間取引にも適用される。

ウ：民法521条2項は契約内容の自由を法令の制限内で認め、90条は公序良俗に反する法律行為を無効とする。

エ：表示方法を変えても法令違反が治癒するわけではない。

総合解説：民法521条2項は契約内容の自由を法令の制限内で認め、90条は公序良俗に反する法律行為を無効とする。契約条項は、合意の有無だけでなく、法令上の制限、定型約款の組入れ・変更要件、信義則との関係まで確認する必要がある。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0024

1-1 契約の成立・効力 > 契約条項・約款・解釈

難易度：標準

定型取引において、定型約款の個別条項について相手方が逐一合意していない場合でも、その条項について合意したものとみなされ得る場合として最も適切なものはどれか。

ア. 定型約款準備者が社内で作成しただけで、相手方に関係なく当然に契約内容となる。

イ. 約款の文字数が1,000字以下であれば無条件に契約内容となる。

ウ. 相手方が法人であれば、約款の組入れ要件は一切不要となる。

エ. 当事者が定型取引を行う合意をし、定型約款を契約内容とする旨の合意がある場合など、民法所定の要件を満たすとき。

答え・解説

正答：エ

ア：一方的な社内作成だけでは足りない。

イ：文字数による組入れ要件はない。

ウ：法人相手でも定型約款の規律が当然に排除されるわけではない。

エ：民法548条の2は、定型取引を行う合意に加え、定型約款を契約内容とする旨の合意がある場合や、準備者があらかじめその旨を表示していた場合などに各条項への合意をみなす。

総合解説：民法548条の2は、定型取引を行う合意に加え、定型約款を契約内容とする旨の合意がある場合や、準備者があらかじめその旨を表示していた場合などに各条項への合意をみなす。契約条項は、合意の有無だけでなく、法令上の制限、定型約款の組入れ・変更要件、信義則との関係まで確認する必要がある。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0025

1-1 契約の成立・効力 > 契約条項・約款・解釈

難易度：標準

定型約款の条項のうち、相手方の権利を制限し、または義務を加重する条項について、取引の態様・実情等に照らして信義則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められる場合の扱いとして最も適切なものはどれか。

- ア. その条項については合意しなかったものとみなされ得る。
- イ. 約款に記載されている以上、必ず有効である。
- ウ. その条項があると、定型約款全体が必ず当然無効となる。
- エ. 相手方が一度でもサービスを利用すれば、その条項を争うことは一切できない。

答え・解説

正答：ア

ア：民法548条の2第2項は、一定の不当条項について合意しなかったものとみなす。

イ：約款記載だけで不当条項が常に有効になるわけではない。

ウ：問題となる条項が契約内容とならないのであって、常に約款全体が当然無効となるわけではない。

エ：利用事実だけで同項の適用が当然に排除されるわけではない。

総合解説：民法548条の2第2項は、一定の不当条項について合意しなかったものとみなす。契約条項は、合意の有無だけでなく、法令上の制限、定型約款の組入れ・変更要件、信義則との関係まで確認する必要がある。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0026

1-1 契約の成立・効力 > 契約条項・約款・解釈

難易度：応用

定型約款を用いる事業者Aに対し、取引相手Bが契約締結前に定型約款の内容を示すよう請求した。Aが正当な理由なくこれを拒んだ場合の説明として最も適切なものはどれか。

- ア. Bの請求は法律上常に無意味であり、Aは一切示す必要がない。
- イ. 定型約款の組入れに関するみなし合意の効果が認められない場合がある。
- ウ. Aが内容表示を拒んでも、約款は必ず当然に契約内容となる。
- エ. 内容表示請求があると、その時点で契約全体が当然解除される。

答え・解説

正答：イ

ア：相手方には一定の場合に約款内容の表示を求める権利がある。

イ：民法548条の3は、定型約款準備者に内容表示義務を定め、正当な事由なく請求を拒んだ場合には548条の2の適用が制限される。

ウ：正当理由のない拒絶は約款組入れに影響し得る。

エ：請求だけで契約が当然解除される制度ではない。

総合解説：民法548条の3は、定型約款準備者に内容表示義務を定め、正当な事由なく請求を拒んだ場合には548条の2の適用が制限される。契約条項は、合意の有無だけでなく、法令上の制限、定型約款の組入れ・変更要件、信義則との関係まで確認する必要がある。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0027

1-1 契約の成立・効力 > 契約条項・約款・解釈

難易度：基礎

定型約款準備者が、相手方と個別に合意せず定型約款を変更し、その変更後の条項について合意があったものとみなされ得る場合として最も適切なものはどれか。

ア. 準備者が利益を増やせる変更であれば理由を問わず可能である。

イ. 約款末尾に「変更自由」とだけ書けば、どのような不利益変更も常に有効である。

ウ. 変更が相手方の一般の利益に適合する場合、または契約目的に反せず変更の必要性・相当性等に照らして合理的である場合。

エ. 法人向け約款であれば、変更の合理性は一切問われない。

答え・解説

正答：ウ

ア：準備者の利益だけでは要件を満たさない。

イ：変更権条項があっても、無制限な不利益変更が当然に有効となるわけではない。

ウ：民法548条の4は、相手方一般の利益に適合する場合、または契約目的・必要性・相当性・変更条項の有無や内容等に照らして合理的な場合に定型約款変更を認める。

エ：法人相手でも合理性要件が当然に消えるわけではない。

総合解説：民法548条の4は、相手方一般の利益に適合する場合、または契約目的・必要性・相当性・変更条項の有無や内容等に照らして合理的な場合に定型約款変更を認める。契約条項は、合意の有無だけでなく、法令上の制限、定型約款の組入れ・変更要件、信義則との関係まで確認する必要がある。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0028

1-1 契約の成立・効力 > 契約条項・約款・解釈

難易度：標準

契約書の一つの条項に曖昧な表現がある場合の実務上の解釈姿勢として、最も適切なものはどれか。

ア. 曖昧な語が一つでもあれば契約全体は必ず無効になる。

イ. 常に契約書を作成した側の内心だけで意味が決まる。

ウ. 契約締結後に一方当事者が有利な意味を宣言すれば、その意味に確定する。

エ. 当該文言だけを孤立して読むのではなく、契約全体の文脈、取引目的、当事者の合意内容などを踏まえて整合的に解釈する。

答え・解説

正答：エ

ア：曖昧さが直ちに契約全体の無効を意味するわけではない。

イ：一方当事者の秘めた内心だけではなく、客観的に表示された内容等が重要となる。

ウ：締結後の一方的宣言で合意内容を変更できるわけではない。

エ：契約解釈では、表示された文言、契約全体の構造、目的、取引経緯などから当事者の合理的な意思を探る。信義則も解釈・履行の基礎となる。

総合解説：契約解釈では、表示された文言、契約全体の構造、目的、取引経緯などから当事者の合理的な意思を探る。信義則も解釈・履行の基礎となる。契約条項は、合意の有無だけでなく、法令上の制限、定型約款の組入れ・変更要件、信義則との関係まで確認する必要がある。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0029

1-1 契約の成立・効力 > 契約条項・約款・解釈

難易度：標準

A社の契約書に「当社は一切の責任を負わない」とする包括的な免責条項がある。この条項の評価として最も適切なものはどれか。

ア. 条項が記載されていても、強行法規、公序良俗、契約の性質などとの関係で有効性及適用範囲を検討する必要がある。

イ. 「一切」と書かれていれば、故意による損害も含め必ず全面的に免責される。

ウ. 署名があれば、どのような免責条項でも裁判所は内容を審査できない。

エ. 免責条項は民法上すべて禁止されており、常に無効である。

答え・解説

正答：ア

ア：免責条項の効力は一律ではなく、適用される強行法規、民法90条や信義則、条項の文言・契約の性質等を踏まえて判断される。

イ：包括的文言があっても無制限な免責が当然に認められるとは限らない。

ウ：署名は合意の証拠となり得るが、条項の法的有効性の審査を排除しない。

エ：免責条項がすべて一律に禁止されているわけではない。

総合解説：免責条項の効力は一律ではなく、適用される強行法規、民法90条や信義則、条項の文言・契約の性質等を踏まえて判断される。 契約条項は、合意の有無だけでなく、法令上の制限、定型約款の組入れ・変更要件、信義則との関係まで確認する必要がある。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0030

1-1 契約の成立・効力 > 契約条項・約款・解釈

難易度：応用

一般的な企業間契約について、契約書の役割に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア. 書面が成立要件でない契約では、契約書を作る法的・実務的意味はない。

イ. 書面が契約成立の要件でない場合でも、合意内容や責任分担を明確化し、後日の立証に役立つため重要である。

ウ. 契約書が存在すれば、実際に当事者が合意していない条項も必ず有効になる。

エ. 契約書に記載がない事項については、民法その他の法令は一切適用されない。

答え・解説

正答：イ

ア：方式自由と証拠化の必要性は別問題である。

イ：契約書は、一般に成立要件そのものではない場面でも、合意の範囲・権利義務・証拠を明確にする重要な実務資料である。

ウ：契約書記載だけで実際の合意や法令上の要件を無視できるわけではない。

エ：契約に定めがなければ、任意規定その他の法令が適用されることがある。

総合解説：契約書は、一般に成立要件そのものではない場面でも、合意の範囲・権利義務・証拠を明確にする重要な実務資料である。 契約条項は、合意の有無だけでなく、法令上の制限、定型約款の組入れ・変更要件、信義則との関係まで確認する必要がある。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0031

1-2 売買・役務取引 > 売買・所有権移転

難易度：基礎

民法上の売買契約の説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 一方が無償で財産を与える契約に限られる。
- イ. 仕事の完成だけを目的とし、財産権の移転を伴わない契約である。
- ウ. 一方が財産権を相手方に移転することを約し、相手方がその代金を支払うことを約する契約である。
- エ. 法律行為の事務処理を無償で委託する契約に限られる。

答え・解説

正答：ウ

ア：無償の財産移転は典型的には贈与である。
イ：仕事の完成を目的とするのは請負の基本構造である。
ウ：民法555条は、売買を財産権の移転と代金支払いを約する契約と定める。
エ：法律行為の委託は委任の基本構造である。
総合解説：民法555条は、売買を財産権の移転と代金支払いを約する契約と定める。売買では、契約上の債権債務と所有権などの物権変動、さらに第三者対抗要件を分けて整理することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0032

1-2 売買・役務取引 > 売買・所有権移転

難易度：基礎

Aが、現時点ではC所有の機械をBに売る契約を締結した。この契約について最も適切なものはどれか。

- ア. 売主が契約時に所有者でなければ、売買契約は常に当然無効である。
- イ. Bが事情を知っていれば、Aには一切の義務が生じない。
- ウ. 他人物売買は不動産にだけ認められ、動産では禁止されている。
- エ. Aが契約時に所有者でないというだけで売買契約が当然に無効となるわけではなく、Aにはその権利を取得してBに移転する義務が生じ得る。

答え・解説

正答：エ

ア：他人物売買の契約自体が当然無効という制度ではない。
イ：買主の認識だけで売主の契約上の義務が当然消滅するわけではない。
ウ：他人物売買を動産について一律禁止する規定はない。
エ：民法561条は他人の権利を売買の目的とした場合、売主がその権利を取得して買主に移転する義務を負うことを前提としている。
総合解説：民法561条は他人の権利を売買の目的とした場合、売主がその権利を取得して買主に移転する義務を負うことを前提としている。売買では、契約上の債権債務と所有権などの物権変動、さらに第三者対抗要件を分けて整理することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0033

1-2 売買・役務取引 > 売買・所有権移転

難易度：標準

民法上、物権の設定および移転についての一般原則として最も適切なものはどれか。

- ア. 当事者の意思表示のみによって効力を生ずる。
- イ. 必ず登記官の許可を受けた時に初めて当事者間でも効力を生ずる。
- ウ. すべての動産は引渡しがなければ当事者間でも所有権が移転しない。
- エ. 必ず公正証書を作成しなければ所有権は移転しない。

答え・解説

正答：ア

ア：民法176条は、物権の設定・移転は当事者の意思表示のみによって効力を生ずるとする。
イ：登記は不動産物権変動の第三者対抗要件として重要だが、一般に当事者間の効力発生要件とは別である。
ウ：動産の引渡しも第三者対抗要件として重要である。
エ：一般の売買に公正証書を必須とする規定はない。
総合解説：民法176条は、物権の設定・移転は当事者の意思表示のみによって効力を生ずるとする。 売買では、契約上の債権債務と所有権などの物権変動、さらに第三者対抗要件を分けて整理することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0034

1-2 売買・役務取引 > 売買・所有権移転

難易度：標準

売買契約で売主の引渡義務と買主の代金支払義務が同時履行の関係にある場合の説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 売主だけが常に先に履行しなければならない。
- イ. 相手方が自己の債務の履行を提供するまでは、原則として自己の債務の履行を拒むことができる。
- ウ. 買主だけが常に先に代金全額を支払わなければならない。
- エ. 同時履行の抗弁は企業間売買には適用されない。

答え・解説

正答：イ

ア：履行順序は契約内容等によるため売主先履行が常に原則ではない。
イ：民法533条は双務契約の同時履行の抗弁権を定める。特約等がなければ売買でも問題となる。
ウ：買主先履行が常に原則でもない。
エ：企業間契約にも同時履行の抗弁権は適用され得る。
総合解説：民法533条は双務契約の同時履行の抗弁権を定める。特約等がなければ売買でも問題となる。 売買では、契約上の債権債務と所有権などの物権変動、さらに第三者対抗要件を分けて整理することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0035

1-2 売買・役務取引 > 売買・所有権移転

難易度：基礎

売買契約で買主が売主に手付を交付し、特別の合意がない場合の手付解除に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア. 手付を交付すると、契約は一切解除できなくなる。

イ. 買主だけが解除でき、売主には手付解除は認められない。

ウ. 相手方が契約の履行に着手するまで、買主は手付を放棄し、売主は手付の倍額を現実提供して契約を解除できる。

エ. 履行完了後でも、手付を倍返しすれば売主は必ず解除できる。

答え・解説

正答：ウ

ア：手付は解除を完全に禁止するものではない。

イ：売主にも倍額の現実提供による解除が認められる。

ウ：民法557条は、相手方が履行に着手するまでの解約手付による解除を定める。

エ：相手方が履行に着手した後まで自由な手付解除が認められるわけではない。

総合解説：民法557条は、相手方が履行に着手するまでの解約手付による解除を定める。売買では、契約上の債権債務と所有権などの物権変動、さらに第三者対抗要件を分けて整理することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0036

1-2 売買・役務取引 > 売買・所有権移転

難易度：標準

土地の売買で売主が買主に所有権を移転する義務を負う場合、売主の義務に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア. 売買契約を締結した以上、売主は登記手続に一切関与する必要がない。

イ. 売主は代金を受け取れば、権利移転が不能でも常に責任を負わない。

ウ. 所有権移転は当事者の意思と無関係に行政庁が決める。

エ. 買主が権利を取得し保持できるよう、必要な権利移転手続に協力する義務が問題となる。

答え・解説

正答：エ

ア：権利移転義務の履行には必要な手続への協力が含まれ得る。

イ：権利移転不能は契約不適合や債務不履行等の問題となり得る。

ウ：私法上の所有権移転は当事者の法律行為に基づく。

エ：売主は売買の目的である権利を買主に移転する義務を負い、不動産では第三者対抗のための登記手続への協力も実務上重要となる。

総合解説：売主は売買の目的である権利を買主に移転する義務を負い、不動産では第三者対抗のための登記手続への協力も実務上重要となる。売買では、契約上の債権債務と所有権などの物権変動、さらに第三者対抗要件を分けて整理することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0037

1-2 売買・役務取引 > 売買・所有権移転

難易度：標準

売主Aが売買目的物を買主Bに引き渡した後、当事者双方の責めに帰することができない事由で目的物が滅失した。この場合の原則として最も適切なものはどれか。

- ア. Bは、滅失を理由として追完請求や代金支払いの拒絶をすることはできない。
- イ. Bは必ず売主Aに代替物の引渡しを請求できる。
- ウ. Bは当然に代金支払義務を免れる。
- エ. 引渡し後の滅失でも、危険は常にAだけが負担する。

答え・解説

正答：ア

ア：民法567条は、目的物の引渡し後に当事者双方の責めに帰することができない事由で滅失・損傷した場合、買主がその滅失等を理由に追完等を求めたり代金支払を拒んだりできないとする。

イ：引渡し後の偶然的滅失について売主に当然の代替給付義務が生じるわけではない。

ウ：買主は原則として代金支払義務を免れない。

エ：引渡しを境に危険の扱いが変わる。

総合解説：民法567条は、目的物の引渡し後に当事者双方の責めに帰することができない事由で滅失・損傷した場合、買主がその滅失等を理由に追完等を求めたり代金支払を拒んだりできないとする。売買では、契約上の債権債務と所有権などの物権変動、さらに第三者対抗要件を分けて整理することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0038

1-2 売買・役務取引 > 売買・所有権移転

難易度：応用

売買目的物から生じる果実と代金利息に関する民法上の原則として最も適切なものはどれか。

- ア. 契約成立後の果実は、引渡し前でも必ず買主が取得する。
- イ. 売主は目的物を引き渡すまで果実を取得し、買主は原則として引渡しの日から代金の利息を支払う。ただし、代金支払期限があるときはその期限到来までは利息を要しない。
- ウ. 買主は契約成立日から常に法定利息を支払う。
- エ. 売主は引渡し後も永久に果実を取得する。

答え・解説

正答：イ

ア：引渡し前の果実は原則として売主に帰属する。

イ：民法575条は、引渡し前の果実を売主に帰属させ、買主に引渡しの日から代金利息を負担させる。ただし、代金支払期限があるときは期限到来まで利息を要しない。

ウ：利息の起算は原則として引渡しの日であり、契約成立日と一律ではない。

エ：引渡し後も売主が果実を取り続ける原則ではない。

総合解説：民法575条は、引渡し前の果実を売主に帰属させ、買主に引渡しの日から代金利息を負担させる。ただし、代金支払期限があるときは期限到来まで利息を要しない。売買では、引渡しの時点と代金支払期限を区別して果実・利息の帰属を判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0039

1-2 売買・役務取引 > 売買・所有権移転

難易度：基礎

売買契約で目的物の引渡しに期限を定めたが、代金支払時期について特段の合意がない。この場合の原則として最も適切なものはどれか。

- ア. 代金は契約締結時に必ず即時全額払いとなる。
- イ. 代金は目的物引渡しから必ず1年後に支払う。
- ウ. 代金の支払いについても、その引渡しの期限と同一の期限を付したものと推定される。
- エ. 代金支払時期は裁判所が事前に指定しなければ定まらない。

答え・解説

正答：ウ

ア：契約締結時即時払いが常に原則ではない。
イ：一律1年後という規定はない。
ウ：民法573条は、目的物の引渡しに期限があるとき、代金支払いにも同一期限を付したものと推定する。
エ：裁判所の指定が支払期確定の要件ではない。
総合解説：民法573条は、目的物の引渡しに期限があるとき、代金支払いにも同一期限を付したものと推定する。売買では、契約上の債権債務と所有権などの物権変動、さらに第三者対抗要件を分けて整理することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0040

1-2 売買・役務取引 > 売買・所有権移転

難易度：標準

売買以外の有償契約について、売買に関する民法の規定の扱いとして最も適切なものはどれか。

- ア. 売買規定は売買契約にしか一切使えない。
- イ. 有償契約には民法の規定は適用されず、商慣習だけで決まる。
- ウ. 売買規定は無償契約にのみ準用される。
- エ. その有償契約の性質が許さない場合を除き、売買に関する規定が準用される。

答え・解説

正答：エ

ア：準用規定が明文で置かれている。
イ：有償契約にも民法は適用される。
ウ：準用対象は無償契約に限定されない。
エ：民法559条は、売買以外の有償契約について、その性質が許さない場合を除き売買規定を準用とする。
総合解説：民法559条は、売買以外の有償契約について、その性質が許さない場合を除き売買規定を準用とする。売買では、契約上の債権債務と所有権などの物権変動、さらに第三者対抗要件を分けて整理することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0041

1-2 売買・役務取引 > 売買・所有権移転

難易度：標準

Aが土地をBに売却したが、Bへの所有権移転登記はまだされていない。この状況について最も適切な説明はどれか。

ア. 当事者間の所有権移転の効力と、第三者にその物権変動を対抗するための登記の問題は区別して考える必要がある。

イ. 登記がない限りA・B間でも売買契約は存在しない。

ウ. 登記がなくてもBはすべての第三者に無条件で所有権を対抗できる。

エ. 土地の売買では契約書より先に登記が完了しなければ契約できない。

答え・解説

正答：ア

ア：民法176条は当事者の意思表示による物権変動を定め、177条は不動産物権変動を第三者に対抗するための登記を定める。

イ：契約成立と登記は同一の問題ではない。

ウ：不動産の物権変動は登記がなければ原則として第三者に対抗できない。

エ：登記完了前に売買契約を締結できないという一般規定はない。

総合解説：民法176条は当事者の意思表示による物権変動を定め、177条は不動産物権変動を第三者に対抗するための登記を定める。売買では、契約上の債権債務と所有権などの物権変動、さらに第三者対抗要件を分けて整理することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0042

1-2 売買・役務取引 > 売買・所有権移転

難易度：応用

企業間の売買契約で、引渡方法や代金支払時期について民法の任意規定と異なる合理的な特約を明確に合意した場合の説明として最も適切なものはどれか。

ア. 民法に条文がある事項は、当事者が異なる合意をすることは一切できない。

イ. 強行法規等に反しない限り、当事者の特約が法定の任意規定に優先して適用され得る。

ウ. 企業間売買では当事者の合意より常に商慣習が優先する。

エ. 特約は公正証書でなければ一切効力を持たない。

答え・解説

正答：イ

ア：民法のすべての規定が強行規定ではない。

イ：契約自由の原則の下、強行法規等に反しない限り任意規定と異なる特約を置くことができる。

ウ：商慣習が常に合意に優先するわけではない。

エ：一般の売買特約に一律の公正証書要件はない。

総合解説：契約自由の原則の下、強行法規等に反しない限り任意規定と異なる特約を置くことができる。売買では、契約上の債権債務と所有権などの物権変動、さらに第三者対抗要件を分けて整理することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0043

1-2 売買・役務取引 > 契約不適合責任

難易度：基礎

売買目的物が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しない場合に、買主が民法上取り得る手段として最も適切なものはどれか。

ア. 買主に認められるのは代金減額請求だけである。

イ. 契約不適合があっても、買主は目的物を受領した時点ですべての権利を失う。

ウ. 要件を満たせば、追完請求、代金減額請求、損害賠償請求、契約解除などが問題となる。

エ. 売主が事業者であれば契約不適合責任は一切生じない。

答え・解説

正答：ウ

ア：救済手段は代金減額に限定されない。

イ：受領だけで当然にすべての権利が消滅するわけではない。

ウ：民法562条以下は追完請求、代金減額請求を定め、564条により債務不履行に基づく損害賠償・解除も排除されない。

エ：事業者間でも契約不適合責任は問題となる。

総合解説：民法562条以下は追完請求、代金減額請求を定め、564条により債務不履行に基づく損害賠償・解除も排除されない。契約不適合では、追完・減額・損害賠償・解除の各要件と、通知期間、商人間売買の特則を分けて確認する必要がある。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0044

1-2 売買・役務取引 > 契約不適合責任

難易度：標準

種類、品質または数量に関する契約不適合がある場合の追完請求の内容として最も適切なものはどれか。

ア. 必ず契約を解除するしかない。

イ. 買主は代金の全額免除だけを請求できる。

ウ. 追完請求は不動産売買では一切認められない。

エ. 目的物の修補、代替物の引渡し、または不足分の引渡しを請求し得る。

答え・解説

正答：エ

ア：解除以外にも追完という救済がある。

イ：代金全額免除だけを定める制度ではない。

ウ：目的物の性質に応じて追完の可否・方法を検討するのであり、不動産を一律除外していない。

エ：民法562条1項は、修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完を認める。

総合解説：民法562条1項は、修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完を認める。契約不適合では、追完・減額・損害賠償・解除の各要件と、通知期間、商人間売買の特則を分けて確認する必要がある。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0045

1-2 売買・役務取引 > 契約不適合責任

難易度：標準

買主Bが契約不適合について修補を請求したところ、売主Aは代替物の引渡しで追完したいと申し出た。民法上の説明として最も適切なものはどれか。

ア. 買主に不相当な負担を課するものでない限り、売主は買主が請求した方法と異なる方法で追完できる場合がある。

イ. 買主が一度修補を指定すれば、売主は他の追完方法を一切選べない。

ウ. 売主は買主の利益を考慮せず、最も安い方法を常に自由に選べる。

エ. 追完方法は裁判所が事前に指定しなければならない。

答え・解説

正答：ア

ア：民法562条1項ただし書は、買主に不相当な負担を課さない限り、売主が買主の請求方法と異なる方法で追完できるとする。

イ：買主の指定が常に絶対ではない。

ウ：売主の選択も無制限ではなく、買主への負担が考慮される。

エ：事前の裁判所指定は要件ではない。

総合解説：民法562条1項ただし書は、買主に不相当な負担を課さない限り、売主が買主の請求方法と異なる方法で追完できるとする。契約不適合では、追完・減額・損害賠償・解除の各要件と、通知期間、商人間売買の特則を分けて確認する必要がある。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0046

1-2 売買・役務取引 > 契約不適合責任

難易度：基礎

契約不適合が買主の責めに帰すべき事由によって生じた場合、追完請求に関する原則として最も適切なものはどれか。

ア. 買主の責任で生じた不適合でも、必ず無償修補を請求できる。

イ. 買主は追完請求をすることができない。

ウ. 買主に帰責事由があると、売買契約自体が当然無効になる。

エ. 売主は必ず買主に違約金を支払わなければならない。

答え・解説

正答：イ

ア：買主自身が原因で生じた不適合について売主に追完を求めることはできない。

イ：民法562条2項は、不適合が買主の責めに帰すべき事由によるときは追完請求を認めない。

ウ：契約が当然無効となるわけではない。

エ：売主に当然の違約金支払義務が生じる規定ではない。

総合解説：民法562条2項は、不適合が買主の責めに帰すべき事由によるときは追完請求を認めない。契約不適合では、追完・減額・損害賠償・解除の各要件と、通知期間、商人間売買の特則を分けて確認する必要がある。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0047

1-2 売買・役務取引 > 契約不適合責任

難易度：標準

契約不適合を理由とする代金減額請求の原則的な手順として最も適切なものはどれか。

ア. 買主は不適合の程度に関係なく、直ちに代金全額をゼロにできる。

イ. 追完を求めることなく、どのような場合も必ず直ちに半額へ減額できる。

ウ. 買主は原則として相当の期間を定めて追完を催告し、その期間内に追完がないとき、不適合の程度に応じて代金減額を請求できる。

エ. 代金減額請求には売主の同意が常に必要である。

答え・解説

正答：ウ

ア：減額は不適合の程度に応じる。

イ：無催告で減額できる例外もあるが、常に直ちに半額となるわけではない。

ウ：民法563条1項は、原則として相当期間を定めた追完催告後に代金減額請求を認める。

エ：法定要件を満たす請求に売主の同意が常に必要という制度ではない。

総合解説：民法563条1項は、原則として相当期間を定めた追完催告後に代金減額請求を認める。契約不適合では、追完・減額・損害賠償・解除の各要件と、通知期間、商人間売買の特則を分けて確認する必要がある。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0048

1-2 売買・役務取引 > 契約不適合責任

難易度：応用

売買目的物の契約不適合について、追完が不能であることが明らかな場合の代金減額請求として最も適切なものはどれか。

ア. 追完不能でも、必ず形式的に1年間催告し続けなければならない。

イ. 追完不能なら代金減額請求は一切認められない。

ウ. 追完不能であれば売買契約は当然に無効となる。

エ. 買主は追完の催告をせずに、直ちに代金減額を請求できる場合がある。

答え・解説

正答：エ

ア：追完不能なのに無意味な催告を長期間求める制度ではない。

イ：追完不能時にも代金減額という救済があり得る。

ウ：当然無効ではなく、契約不適合責任の救済を検討する。

エ：民法563条2項は、追完不能など一定の場合に無催告の代金減額請求を認める。

総合解説：民法563条2項は、追完不能など一定の場合に無催告の代金減額請求を認める。契約不適合では、追完・減額・損害賠償・解除の各要件と、通知期間、商人間売買の特則を分けて確認する必要がある。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0049

1-2 売買・役務取引 > 契約不適合責任

難易度：基礎

契約不適合責任と損害賠償・解除の関係について最も適切なものはどれか。

- ア. 追完請求や代金減額請求の規定は、債務不履行に基づく損害賠償請求や解除権の行使を妨げない。
- イ. 追完請求を定めた民法改正後は、損害賠償請求は全面的に廃止された。
- ウ. 契約不適合では解除は法律上絶対に認められない。
- エ. 代金減額を請求した買主は、どのような事情でも他の救済を一切検討できない。

答え・解説

正答：ア

ア：民法564条は、562条・563条の規定が415条の損害賠償や541条・542条の解除を妨げないとする。
イ：損害賠償制度は存続している。
ウ：解除も要件を満たせば認められ得る。
エ：各救済の要件や重複調整を個別に検討する必要がある。
総合解説：民法564条は、562条・563条の規定が415条の損害賠償や541条・542条の解除を妨げないとする。
。契約不適合では、追完・減額・損害賠償・解除の各要件と、通知期間、商人間売買の特則を分けて確認する必要がある。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0050

1-2 売買・役務取引 > 契約不適合責任

難易度：標準

種類または品質に関する契約不適合について、買主がその不適合を知った場合の通知に関する民法上の原則として最も適切なものはどれか。

- ア. 契約締結日から一律10日以内に通知しなければならない。
- イ. 買主は、不適合を知った時から1年以内にその旨を売主に通知しないと、原則として契約不適合を理由とする権利を行使できなくなる。
- ウ. 通知期間は一律10年間である。
- エ. 数量不足についても民法566条の1年通知ルールがそのまま適用される。

答え・解説

正答：イ

ア：起算点は契約締結日ではなく不適合を知った時である。
イ：民法566条は、種類・品質の不適合について、買主が知った時から1年以内の通知を原則として求める。
ウ：1年通知ルールであり一律10年ではない。
エ：566条の文言は種類・品質の不適合を対象とし、数量不適合を含めていない。
総合解説：民法566条は、種類・品質の不適合について、買主が知った時から1年以内の通知を原則として求める。
。契約不適合では、追完・減額・損害賠償・解除の各要件と、通知期間、商人間売買の特則を分けて確認する必要がある。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0051

1-2 売買・役務取引 > 契約不適合責任

難易度：標準

売主Aは目的物の重大な品質不適合を知りながら買主Bに告げず売却した。Bが不適合を知ってから1年以内に通知しなかった場合について最も適切なものはどれか。

ア. Bはどのような場合でも1年を1日過ぎれば一切請求できない。

イ. Aが不適合を知っていたかどうかは法的に無関係である。

ウ. Aが引渡時に不適合を知っていた場合、民法566条の1年通知制限は適用されない。

エ. 売主が悪意なら売買契約は必ず当然無効となる。

答え・解説

正答：ウ

ア：売主悪意等の場合には例外がある。

イ：売主の認識は通知制限の適用に影響する。

ウ：民法566条ただし書は、引渡時に売主が不適合を知り、または重大な過失によって知らなかった場合には1年通知制限を適用しない。

エ：悪意があっても当然無効という効果ではなく、責任追及の要件が問題となる。

総合解説：民法566条ただし書は、引渡時に売主が不適合を知り、または重大な過失によって知らなかった場合には1年通知制限を適用しない。契約不適合では、追完・減額・損害賠償・解除の各要件と、通知期間、商人間売買の特則を分けて確認する必要がある。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0052

1-2 売買・役務取引 > 契約不適合責任

難易度：応用

商人間の売買で買主が目的物を受領した場合の商法上の検査・通知義務に関する説明として最も適切なものはどれか。

ア. 商人間売買でも、買主は何年間検査をしなくても権利を失わない。

イ. 検査・通知義務は売主が商人で買主が消費者の場合にだけ適用される。

ウ. 商人間売買では契約不適合責任そのものが存在しない。

エ. 買主は遅滞なく目的物を検査し、種類・品質・数量の不適合を発見したときは直ちに売主へ通知することが原則として求められる。

答え・解説

正答：エ

ア：商人間では検査・通知を怠ると救済を失うことがある。

イ：商法526条は商人間売買の特則であり、消費者取引だけの規定ではない。

ウ：契約不適合責任が消滅するのではなく、権利行使のための特則が設けられている。

エ：商法526条は商人間売買について買主に受領後の遅滞ない検査と、発見した不適合の通知を求める。民法の一般則に加え、商取引特有の迅速処理が重視される。

総合解説：商法526条は商人間売買について買主に受領後の遅滞ない検査と、発見した不適合の通知を求める。民法の一般則に加え、商取引特有の迅速処理が重視される。契約不適合では、追完・減額・損害賠償・解除の各要件と、通知期間、商人間売買の特則を分けて確認する必要がある。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0053

1-2 売買・役務取引 > 請負・委任・準委任

難易度：基礎

民法上の請負契約の説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 請負人がある仕事を完成することを約し、注文者がその仕事の結果に対して報酬を支払うことを約する契約である。
- イ. 受任者が法律行為をすることだけを目的とする契約である。
- ウ. 財産権の移転と代金支払いだけを目的とする契約である。
- エ. 仕事の完成を約さず、時間を提供すれば必ず目的を達する契約である。

答え・解説

正答：ア

ア：民法632条は、請負を仕事の完成とその結果に対する報酬を内容とする契約と定める。
イ：法律行為の委託は委任の基本構造である。
ウ：財産権移転と代金支払いは売買の基本構造である。
エ：請負では仕事の完成が中心的な債務となる。
総合解説：民法632条は、請負を仕事の完成とその結果に対する報酬を内容とする契約と定める。請負は「仕事の完成」、委任・準委任は「事務処理」が中心であり、報酬・注意義務・解除のルールも契約類型ごとに整理する必要がある。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0054

1-2 売買・役務取引 > 請負・委任・準委任

難易度：標準

物の引渡しを要する請負について、報酬支払いの原則として最も適切なものはどれか。

- ア. 請負契約締結時に全額前払いするのが法律上の絶対原則である。
- イ. 報酬は、仕事の目的物の引渡しと同時に支払うのが原則である。
- ウ. 注文者は仕事完成後も自由に報酬を支払わなくてよい。
- エ. 報酬は目的物引渡しから必ず1年後に支払う。

答え・解説

正答：イ

ア：前払いを合意することはあり得るが、法律上の絶対原則ではない。
イ：民法633条は、報酬を仕事の目的物の引渡しと同時に支払うことを原則とする。
ウ：完成・引渡し等の要件を満たせば報酬支払義務が生じる。
エ：一律1年後という規定はない。
総合解説：民法633条は、報酬を仕事の目的物の引渡しと同時に支払うことを原則とする。請負は「仕事の完成」、委任・準委任は「事務処理」が中心であり、報酬・注意義務・解除のルールも契約類型ごとに整理する必要がある。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0055

1-2 売買・役務取引 > 請負・委任・準委任

難易度：標準

注文者Aが指定した材料の欠陥が原因で完成物に契約不適合が生じた。請負人Bはその材料が不適當であることを知らなかった。この場合の原則として最も適切なものはどれか。

- ア. 原因が注文者指定材料でも、Bは常に無条件で全責任を負う。
- イ. 注文者が材料を指定した場合、請負契約は当然無効となる。
- ウ. Aは、その材料の性質によって生じた不適合について、原則として追完等を求めることができない。
- エ. 材料指定があれば、Bは仕事完成義務そのものを負わない。

答え・解説

正答：ウ

ア：注文者側に原因がある場合には責任制限がある。
イ：契約が当然無効になるわけではない。
ウ：民法636条は、注文者が供した材料または指図の性質によって生じた不適合について、原則として注文者が追完等を求められないとする。ただし請負人が不適當性を知って告げなかった場合は別である。
エ：材料指定があっても請負人の仕事完成義務が当然消滅するわけではない。
総合解説：民法636条は、注文者が供した材料または指図の性質によって生じた不適合について、原則として注文者が追完等を求められないとする。ただし請負人が不適當性を知って告げなかった場合は別である。請負は「仕事の完成」、委任・準委任は「事務処理」が中心であり、報酬・注意義務・解除のルールも契約類型ごとに整理する必要がある。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0056

1-2 売買・役務取引 > 請負・委任・準委任

難易度：応用

建物改修の請負契約で、仕事が完成する前に注文者が事業方針を変更し、工事をやめたいと考えている。民法上の原則として最も適切なものはどれか。

- ア. 請負契約は完成前には絶対に解除できない。
- イ. 注文者は無条件・無償でいつでも解除できる。
- ウ. 解除には必ず請負人の同意が必要である。
- エ. 注文者は、請負人の損害を賠償して契約を解除することができる。

答え・解説

正答：エ

ア：完成前解除の制度がある。
イ：解除には請負人に生じる損害の賠償が必要となる。
ウ：請負人の同意を要件とする規定ではない。
エ：民法641条は、請負人が仕事を完成しない間、注文者が損害を賠償して契約を解除できるとする。
総合解説：民法641条は、請負人が仕事を完成しない間、注文者が損害を賠償して契約を解除できるとする。請負は「仕事の完成」、委任・準委任は「事務処理」が中心であり、報酬・注意義務・解除のルールも契約類型ごとに整理する必要がある。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0057

1-2 売買・役務取引 > 請負・委任・準委任

難易度：基礎

民法上の委任契約の説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾する契約である。
- イ. 仕事の完成のみを目的とする契約に限られる。
- ウ. 物の所有権移転だけを目的とする契約である。
- エ. 法律行為以外の事務だけを対象とし、法律行為は対象にできない。

答え・解説

正答：ア

ア：民法643条は、法律行為をすることの委託と承諾によって委任が成立すると定める。

イ：仕事完成を中心とするのは請負である。

ウ：所有権移転を中心とするのは売買等である。

エ：法律行為の委託こそ委任の中心である。

総合解説：民法643条は、法律行為をすることの委託と承諾によって委任が成立すると定める。請負は「仕事の完成」、委任・準委任は「事務処理」が中心であり、報酬・注意義務・解除のルールも契約類型ごとに整理する必要がある。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0058

1-2 売買・役務取引 > 請負・委任・準委任

難易度：標準

委任契約における受任者の義務として最も適切なものはどれか。

- ア. 無償の委任であれば、受任者は一切の注意義務を負わない。
- イ. 受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって委任事務を処理する義務を負う。
- ウ. 受任者は自己の利益を最優先して委任事務を処理できる。
- エ. 受任者は委任者から求められても処理状況を報告する必要がある。

答え・解説

正答：イ

ア：無償であることだけで注意義務が消滅するわけではない。

イ：民法644条は受任者の善管注意義務を定める。報告義務も民法645条に定められている。

ウ：受任者は委任の本旨に従って事務を処理する必要がある。

エ：委任者の請求があれば処理状況の報告義務がある。

総合解説：民法644条は受任者の善管注意義務を定める。報告義務も民法645条に定められている。請負は「仕事の完成」、委任・準委任は「事務処理」が中心であり、報酬・注意義務・解除のルールも契約類型ごとに整理する必要がある。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0059

1-2 売買・役務取引 > 請負・委任・準委任

難易度：標準

委任契約の報酬に関する民法上の原則として最も適切なものはどれか。

- ア. 委任契約では必ず法定報酬が発生する。
- イ. 無償委任は法律上禁止されている。
- ウ. 受任者は特約がなければ報酬を請求できない。
- エ. 報酬額は必ず裁判所が契約前に決定する。

答え・解説

正答：ウ

ア：委任には当然の法定報酬が発生するわけではない。
イ：無償委任も認められている。
ウ：民法648条1項は、受任者が特約がなければ委任者に報酬を請求できないとする。
エ：報酬は当事者の合意等によって定めることができる。
総合解説：民法648条1項は、受任者が特約がなければ委任者に報酬を請求できないとする。請負は「仕事の完成」、委任・準委任は「事務処理」が中心であり、報酬・注意義務・解除のルールも契約類型ごとに整理する必要がある。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0060

1-2 売買・役務取引 > 請負・委任・準委任

難易度：応用

企業がコンサルタントに対し、法律行為ではない市場調査・助言業務を委託する契約について、民法上の整理として最も適切なものはどれか。

- ア. 法律行為でない事務は民法上の契約対象にできない。
- イ. 市場調査を委託すれば必ず請負となり、仕事完成義務だけが問題となる。
- ウ. 準委任には委任の規定が一切適用されない。
- エ. 法律行為でない事務の委託として準委任に当たり得て、委任に関する規定が準用される。

答え・解説

正答：エ

ア：法律行為でない事務も準委任の対象となり得る。
イ：成果完成を約するか、事務処理を委託するか等により請負との区別を検討する。
ウ：準委任には委任規定が準用される。
エ：民法656条は、法律行為でない事務の委託について委任の規定を準用する。業務内容によって請負との区別が重要となる。
総合解説：民法656条は、法律行為でない事務の委託について委任の規定を準用する。業務内容によって請負との区別が重要となる。請負は「仕事の完成」、委任・準委任は「事務処理」が中心であり、報酬・注意義務・解除のルールも契約類型ごとに整理する必要がある。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0061

1-3 企業財産の管理 > 物権・占有・所有権

難易度：基礎

民法上の物権に関する基本原則として最も適切なものはどれか。

- ア. 物権は、民法その他の法律に定めるもののほか、当事者が自由に新しい種類を創設することはできない。
- イ. 契約で合意すれば、法律にない物権を自由に創設できる。
- ウ. 物権は所有権だけを意味し、担保物権や用益物権は含まれない。
- エ. 企業間取引では物権法定主義は適用されない。

答え・解説

正答：ア

ア：民法175条は、物権は民法その他の法律に定めるもののほか創設できないとする。

イ：当事者の合意だけで新種の物権を自由に作れるわけではない。

ウ：物権には所有権のほか各種用益物権・担保物権などがある。

エ：企業間でも物権法定主義は適用される。

総合解説：民法175条は、物権は民法その他の法律に定めるもののほか創設できないとする。企業財産では、所有権という本権と占有という事実支配を区別し、第三者保護や時効・即時取得などの効果を整理する必要がある。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0062

1-3 企業財産の管理 > 物権・占有・所有権

難易度：標準

占有権の取得に関する説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 所有権登記をした場合にしか占有権は取得できない。
- イ. 自己のためにする意思をもって物を所持することによって取得する。
- ウ. 物を所持していても、占有という法的保護は一切生じない。
- エ. 占有権は不動産にしか成立しない。

答え・解説

正答：イ

ア：占有権取得に所有権登記は必要ない。

イ：民法180条は、自己のためにする意思をもって物を所持することにより占有権を取得すると定める。

ウ：事実上の支配である占有にも法的保護が与えられる。

エ：占有は動産にも不動産にも成立し得る。

総合解説：民法180条は、自己のためにする意思をもって物を所持することにより占有権を取得すると定める。企業財産では、所有権という本権と占有という事実支配を区別し、第三者保護や時効・即時取得などの効果を整理する必要がある。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0063

1-3 企業財産の管理 > 物権・占有・所有権

難易度：標準

A社が倉庫業者Bに商品を保管させ、BがA社のために商品を占有している。この場合の説明として最も適切なものはどれか。

- ア. A社が直接手で商品を保持していない以上、占有は絶対に認められない。
- イ. Bが商品を保管した時点で、所有権は必ずBに移る。
- ウ. A社は代理人であるBによって占有をすることができる。
- エ. 代理占有は不動産にだけ認められ、動産には認められない。

答え・解説

正答：ウ

ア：直接所持していなくても代理占有が成立し得る。
イ：保管によって当然に所有権が移転するわけではない。
ウ：民法181条は、占有権を代理人によって取得することができるとする。
エ：代理占有は動産でも問題となる。
総合解説：民法181条は、占有権を代理人によって取得することができるとする。企業財産では、所有権という本権と占有という事実支配を区別し、第三者保護や時効・即時取得などの効果を整理する必要がある。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0064

1-3 企業財産の管理 > 物権・占有・所有権

難易度：基礎

所有権の内容に関する民法上の説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 所有者は法令上の制限を受けず、どのような利用も無制限にできる。
- イ. 所有権には処分権能は含まれない。
- ウ. 企業が所有する財産には所有権は成立しない。
- エ. 所有者は、法令の制限内で、その所有物を自由に使用し、収益し、処分する権利を有する。

答え・解説

正答：エ

ア：所有権も法令による制限を受ける。
イ：処分も所有権の権能に含まれる。
ウ：法人も財産を所有できる。
エ：民法206条は、所有者が法令の制限内で所有物を自由に使用・収益・処分できるとする。
総合解説：民法206条は、所有者が法令の制限内で所有物を自由に使用・収益・処分できるとする。企業財産では、所有権という本権と占有という事実支配を区別し、第三者保護や時効・即時取得などの効果を整理する必要がある。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0065

1-3 企業財産の管理 > 物権・占有・所有権

難易度：標準

他人の物を所有の意思をもって平穏かつ公然に占有し続けた場合の取得時効について、最も適切なものはどれか。

- ア. 原則20年間であり、占有開始時に善意かつ無過失であった場合は10年間で所有権を取得し得る。
- イ. 占有期間は常に1年で足りる。
- ウ. 悪意の占有者はどれだけ長期間占有しても取得時効が成立しない。
- エ. 取得時効は不動産には適用されない。

答え・解説

正答：ア

ア：民法162条は、所有の意思をもって平穏かつ公然に占有した者について20年、占有開始時に善意無過失なら10年の取得時効を定める。

イ：1年という一般期間ではない。

ウ：悪意でも20年の要件を満たせば取得時効が成立し得る。

エ：不動産にも取得時効は適用され得る。

総合解説：民法162条は、所有の意思をもって平穏かつ公然に占有した者について20年、占有開始時に善意無過失なら10年の取得時効を定める。企業財産では、所有権という本権と占有という事実支配を区別し、第三者保護や時効・即時取得などの効果を整理する必要がある。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0066

1-3 企業財産の管理 > 物権・占有・所有権

難易度：応用

Bが、Aから動産を取引行為によって取得し、Aに処分権限があると過失なく信じて平穏かつ公然に占有を始めた。この場合の即時取得について最も適切なものはどれか。

- ア. Aに真の所有権がなければ、Bはどのような場合も権利を取得できない。
- イ. 要件を満たせば、Bはその動産について直ちに権利を取得し得る。
- ウ. 即時取得は不動産登記の制度であり、動産には適用されない。
- エ. Bに重過失があっても、善意でさえあれば必ず即時取得できる。

答え・解説

正答：イ

ア：取引安全保護のため、無権利者からでも要件を満たせば取得し得る。

イ：民法192条は、取引行為により平穏かつ公然に動産の占有を始めた者が善意無過失である場合の即時取得を定める。

ウ：即時取得は動産の制度である。

エ：善意だけでなく無過失も必要となる。

総合解説：民法192条は、取引行為により平穏かつ公然に動産の占有を始めた者が善意無過失である場合の即時取得を定める。企業財産では、所有権という本権と占有という事実支配を区別し、第三者保護や時効・即時取得などの効果を整理する必要がある。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0067

1-3 企業財産の管理 > 物権・占有・所有権

難易度：基礎

即時取得の対象となった動産が盗品または遺失物であった場合、被害者または遺失者の回復請求に関する説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 盗品でも即時取得が成立すれば、元の所有者は直ちに一切の請求権を失う。
- イ. 回復請求期間は一律20年間である。
- ウ. 原則として、盗難または遺失の時から2年間、占有者に対して回復を請求できる。
- エ. 盗品・遺失物については即時取得の規定と無関係で、常に国の所有となる。

答え・解説

正答：ウ

ア：盗品・遺失物には即時取得に対する特則がある。
イ：20年ではなく2年間である。
ウ：民法193条は、盗品・遺失物について被害者・遺失者に2年間の回復請求を認める。
エ：国に当然帰属する制度ではない。
総合解説：民法193条は、盗品・遺失物について被害者・遺失者に2年間の回復請求を認める。企業財産では、所有権という本権と占有という事実支配を区別し、第三者保護や時効・即時取得などの効果を整理する必要がある。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0068

1-3 企業財産の管理 > 物権・占有・所有権

難易度：標準

A所有の土地に、Bが権原なく大量の土砂を投入し土地と一体化した。付合に関する民法上の一般原則として最も適切なものはどれか。

- ア. 付合した物は必ずBの所有のままである。
- イ. 付合が起きると土地自体が無主物となる。
- ウ. 付合は動産間にしか生じず、不動産には生じない。
- エ. 不動産の所有者は、原則としてその不動産に従として付合した物の所有権を取得する。

答え・解説

正答：エ

ア：付合により元の所有関係が変動することがある。
イ：不動産が無主物になるわけではない。
ウ：不動産への付合も民法が定める。
エ：民法242条は、不動産の所有者がその不動産に従として付合した物の所有権を取得することを原則とする。ただし他人が権原によって付属させた物には例外がある。
総合解説：民法242条は、不動産の所有者がその不動産に従として付合した物の所有権を取得することを原則とする。ただし他人が権原によって付属させた物には例外がある。企業財産では、所有権という本権と占有という事実支配を区別し、第三者保護や時効・即時取得などの効果を整理する必要がある。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0069

1-3 企業財産の管理 > 物権・占有・所有権

難易度：標準

複数社が共有する不動産について、その形状または効用の著しい変更を伴う行為を行う場合の原則として最も適切なものはどれか。

ア. 他の共有者全員の同意が必要である。

イ. 共有者の1人が単独で自由に変更できる。

ウ. 持分価格の過半数だけで、どのような重大変更も常にできる。

エ. 共有物については変更という概念はなく、誰も手を加えられない。

答え・解説

正答：ア

ア：民法251条は、共有物の変更には原則として他の共有者の同意を要する。形状・効用の著しい変更を伴わない変更については別の扱いがある。

イ：共有者1人の単独決定が原則ではない。

ウ：管理行為の多数決と重大な変更を区別する必要がある。

エ：共有物にも適法な変更は可能である。

総合解説：民法251条は、共有物の変更には原則として他の共有者の同意を要する。形状・効用の著しい変更を伴わない変更については別の扱いがある。 企業財産では、所有権という本権と占有という事実支配を区別し、第三者保護や時効・即時取得などの効果を整理する必要がある。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0070

1-3 企業財産の管理 > 物権・占有・所有権

難易度：応用

企業財産の管理における「占有」と「所有権」の関係について最も適切なものはどれか。

ア. 占有者は必ず所有者である。

イ. 占有は物に対する事実上の支配を基礎とする法的状態であり、所有権とは別に成立し得る。

ウ. 所有者でなければ占有権を取得することは絶対にできない。

エ. 賃借人や受寄者は物を占有することが法律上できない。

答え・解説

正答：イ

ア：占有者と所有者は一致しない場合がある。

イ：占有と所有権は別の概念であり、賃借人・受寄者等が所有者でなくとも占有することがある。

ウ：所有権がなくても占有は成立し得る。

エ：賃借人や受寄者も事実上物を支配して占有し得る。

総合解説：占有と所有権は別の概念であり、賃借人・受寄者等が所有者でなくとも占有することがある。 企業財産では、所有権という本権と占有という事実支配を区別し、第三者保護や時効・即時取得などの効果を整理する必要がある。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0071

1-3 企業財産の管理 > 不動産取引・賃貸借

難易度：基礎

- 不動産に関する物権の得喪・変更を第三者に対抗するための民法上の原則として最も適切なものはどれか。
- ア. 売買契約書があれば、登記がなくてもすべての第三者に対抗できる。
 - イ. 不動産の引渡しだけで、常に第三者対抗要件を満たす。
 - ウ. 登記をしなければ第三者に対抗することができない。
 - エ. 法人間取引では登記は第三者対抗要件にならない。

答え・解説

正答：ウ

ア：契約書の存在と第三者対抗要件は別である。
イ：不動産物権変動の一般的な対抗要件は引渡しではなく登記である。
ウ：民法177条は、不動産物権変動を第三者に対抗するには登記が必要であるとする。
エ：法人間でも同条は適用される。
総合解説：民法177条は、不動産物権変動を第三者に対抗するには登記が必要であるとする。不動産取引では、所有権等の物権変動、賃借権の対抗力、民法の賃貸借規定、借地借家法の特則を区別して判断することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0072

1-3 企業財産の管理 > 不動産取引・賃貸借

難易度：標準

- 民法上、不動産の賃貸借を登記した場合の効果として最も適切なものはどれか。
- ア. 登記をすると賃借人が直ちに所有者となる。
 - イ. 登記をしても賃貸借は当事者間でしか効力を持たない。
 - ウ. 賃貸借の登記は民法上禁止されている。
 - エ. その後その不動産について物権を取得した者に対しても、賃貸借を対抗することができる。

答え・解説

正答：エ

ア：賃借権登記は所有権移転を意味しない。
イ：登記により第三者対抗力が生じる。
ウ：賃貸借の登記は認められている。
エ：民法605条は、不動産の賃貸借を登記したときは、その後に物権を取得した者に対抗できるとする。
総合解説：民法605条は、不動産の賃貸借を登記したときは、その後に物権を取得した者に対抗できるとする。不動産取引では、所有権等の物権変動、賃借権の対抗力、民法の賃貸借規定、借地借家法の特則を区別して判断することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0073

1-3 企業財産の管理 > 不動産取引・賃貸借

難易度：標準

建物賃貸借について、借地借家法上、登記がなくても第三者に対抗し得る場合として最も適切なものはどれか。

- ア. 建物の引渡しがあった場合。
- イ. 賃借人が家賃を1回支払っただけで、引渡しがなくても常に対抗できる。
- ウ. 口頭で賃貸借を合意しただけで、引渡しがなくても必ず対抗できる。
- エ. 建物賃貸借は登記がなければ例外なく第三者に対抗できない。

答え・解説

正答：ア

ア：借地借家法31条は、建物賃貸借について登記がなくても建物の引渡しがあれば、その後建物について物権を取得した者に対抗できるとする。

イ：家賃支払いだけが法定の対抗要件ではない。

ウ：単なる合意だけでは31条の対抗要件を満たさない。

エ：建物引渡しによる特則がある。

総合解説：借地借家法31条は、建物賃貸借について登記がなくても建物の引渡しがあれば、その後建物について物権を取得した者に対抗できるとする。不動産取引では、所有権等の物権変動、賃借権の対抗力、民法の賃貸借規定、借地借家法の特則を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0074

1-3 企業財産の管理 > 不動産取引・賃貸借

難易度：基礎

賃貸物件の使用・収益に必要な修繕について、民法上の原則として最も適切なものはどれか。

- ア. 修繕は常に賃借人が全額負担して行う。
- イ. 賃貸人は必要な修繕をする義務を負うが、賃借人の責めに帰すべき事由で修繕が必要になった場合は例外がある。
- ウ. 賃貸人にはどのような場合も修繕義務がない。
- エ. 賃借人が故意に壊した場合でも、賃貸人が無条件で修繕義務を負う。

答え・解説

正答：イ

ア：必要修繕をすべて賃借人負担とするのが民法の原則ではない。

イ：民法606条1項は賃貸人の修繕義務を定める一方、賃借人の責めに帰すべき事由による場合は例外とする。

ウ：賃貸人には原則として修繕義務がある。

エ：賃借人の帰責事由がある場合には例外となる。

総合解説：民法606条1項は賃貸人の修繕義務を定める一方、賃借人の責めに帰すべき事由による場合は例外とする。不動産取引では、所有権等の物権変動、賃借権の対抗力、民法の賃貸借規定、借地借家法の特則を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0075

1-3 企業財産の管理 > 不動産取引・賃貸借

難易度：標準

賃借物に修繕が必要となり、賃借人Bが賃貸人Aに通知したが、Aが相当期間内に必要な修繕をしない。この場合の民法上の説明として最も適切なものはどれか。

- ア. Bは裁判が確定するまで一切修繕できない。
- イ. Bが修繕すると直ちに賃貸借契約が無効になる。
- ウ. Bは必要な修繕を自ら行うことができる場合がある。
- エ. 賃貸人が修繕しない場合でも、賃借人は必ず使用を続けるしかない。

答え・解説

正答：ウ

ア：必ず裁判確定を待つ必要はない。

イ：適法な修繕で契約が当然無効となるわけではない。

ウ：民法607条の2は、賃借人が通知したのに賃貸人が相当期間内に修繕しない場合や急迫の事情がある場合に、賃借人による修繕を認める。

エ：賃借人自身による修繕という手段が認められる場合がある。

総合解説：民法607条の2は、賃借人が通知したのに賃貸人が相当期間内に修繕しない場合や急迫の事情がある場合に、賃借人による修繕を認める。不動産取引では、所有権等の物権変動、賃借権の対抗力、民法の賃貸借規定、借地借家法の特則を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0076

1-3 企業財産の管理 > 不動産取引・賃貸借

難易度：応用

賃借物の一部が賃借人の責めに帰すことができない事由によって使用・収益できなくなった場合の賃料について、最も適切なものはどれか。

- ア. 賃料はどのような場合でも一切減額されない。
- イ. 賃借人が裁判で勝訴するまで賃料は法律上絶対に減額されない。
- ウ. 一部使用不能があれば賃料は必ず全額免除される。
- エ. 使用・収益できなくなった部分の割合に応じて賃料は減額される。

答え・解説

正答：エ

ア：一部使用不能でも減額が生じ得る。

イ：減額は法律上生じるもので、裁判判決が成立要件ではない。

ウ：減額は使用不能部分の割合に応じるので、常に全額免除とは限らない。

エ：民法611条1項は、賃借人に帰責事由がない一部滅失その他の使用収益不能について、その割合に応じて賃料が減額されるとする。

総合解説：民法611条1項は、賃借人に帰責事由がない一部滅失その他の使用収益不能について、その割合に応じて賃料が減額されるとする。不動産取引では、所有権等の物権変動、賃借権の対抗力、民法の賃貸借規定、借地借家法の特則を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0077

1-3 企業財産の管理 > 不動産取引・賃貸借

難易度：基礎

賃借人が賃借権を第三者に譲渡し、または賃借物を転貸する場合の民法上の原則として最も適切なものはどれか。

- ア. 賃貸人の承諾を得なければならない。
- イ. 賃借人は賃貸人に知らせず常に自由に譲渡・転貸できる。
- ウ. 賃借権の譲渡は認められるが転貸は法律上全面禁止である。
- エ. 法人賃借人には承諾要件が適用されない。

答え・解説

正答：ア

ア：民法612条1項は、賃貸人の承諾なく賃借権を譲渡し、または転貸できないと定める。

イ：承諾なく自由にできるのが原則ではない。

ウ：賃貸人の承諾があれば転貸も可能である。

エ：法人かどうかで承諾要件が当然に消えるわけではない。

総合解説：民法612条1項は、賃貸人の承諾なく賃借権を譲渡し、または転貸できないと定める。不動産取引では、所有権等の物権変動、賃借権の対抗力、民法の賃貸借規定、借地借家法の特則を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0078

1-3 企業財産の管理 > 不動産取引・賃貸借

難易度：標準

賃借人が賃貸人の承諾なく賃借権を譲渡し、第三者に賃借物を使用した場合について、民法612条の条文上の原則として最も適切なものはどれか。

- ア. 無断譲渡があっても賃貸人は法律上絶対に解除できない。
- イ. 賃貸人は、原則として賃貸借契約を解除することができる。
- ウ. 無断譲渡があれば、事情を問わず契約は通知なしに当然消滅する。
- エ. 解除には必ず刑事裁判で有罪判決を得る必要がある。

答え・解説

正答：イ

ア：解除制度は存在する。

イ：民法612条2項は、賃借人が同条1項に違反して第三者に賃借物を使用・収益させたとき、賃貸人が契約を解除できると定める。

ウ：条文上は解除権であり、自動的な当然消滅とは異なる。

エ：刑事裁判は解除要件ではない。

総合解説：民法612条2項は、賃借人が同条1項に違反して第三者に賃借物を使用・収益させたとき、賃貸人が契約を解除できると定める。実際の解除可否では具体的事情や判例法理も問題となり得るが、本問は条文上の原則を問う。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0079

1-3 企業財産の管理 > 不動産取引・賃貸借

難易度：標準

建物賃貸借で賃借人が敷金を差し入れている場合、敷金返還義務が生じる時期の原則として最も適切なものはどれか。

- ア. 敷金は契約締結日に直ちに全額返還しなければならない。
- イ. 敷金は名称を問わず必ず賃貸人のものとなり返還不要である。
- ウ. 賃貸借が終了し、かつ賃貸物の返還を受けたときなどに、未払債務を控除した残額の返還が問題となる。
- エ. 賃借人が一度入居すれば敷金返還請求権は永久に消滅する。

答え・解説

正答：ウ

ア：契約開始時に返還する制度ではない。
イ：敷金は担保目的の金銭であり、当然に賃貸人へ確定帰属するわけではない。
ウ：民法622条の2は敷金を定義し、賃貸借終了かつ賃貸物返還後などに、賃借人の債務額を控除して返還する義務を定める。
エ：入居だけで返還請求権が消滅するわけではない。
総合解説：民法622条の2は敷金を定義し、賃貸借終了かつ賃貸物返還後などに、賃借人の債務額を控除して返還する義務を定める。不動産取引では、所有権等の物権変動、賃借権の対抗力、民法の賃貸借規定、借地借家法の特則を区別して判断することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0080

1-3 企業財産の管理 > 不動産取引・賃貸借

難易度：応用

期間の定めがある普通建物賃貸借について、賃貸人が更新を拒絶する場合の借地借家法上の説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 期間満了日の前日に通知すれば、理由を問わず必ず終了する。
- イ. 賃貸人は普通建物賃貸借を更新拒絶することが法律上一切できない。
- ウ. 賃料を受領していれば正当事由は自動的に認められる。
- エ. 法定の通知期間を守るだけでなく、更新拒絶には正当事由が必要となる。

答え・解説

正答：エ

ア：普通建物賃貸借では通知だけで足りず正当事由も必要となる。
イ：正当事由があれば更新拒絶が認められる余地がある。
ウ：賃料受領だけで正当事由が当然に成立するものではない。
エ：借地借家法26条は更新に関する通知期間を定め、28条は賃貸人による更新拒絶等に正当事由を要求する。
総合解説：借地借家法26条は更新に関する通知期間を定め、28条は賃貸人による更新拒絶等に正当事由を要求する。不動産取引では、所有権等の物権変動、賃借権の対抗力、民法の賃貸借規定、借地借家法の特則を区別して判断することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0081

1-3 企業財産の管理 > 動産・設備・財産管理

難易度：基礎

動産に関する物権の譲渡を第三者に対抗するための民法上の原則として最も適切なものはどれか。

- ア. その動産の引渡しが必要である。
- イ. 登記所で所有権移転登記をすることが必須である。
- ウ. 契約書を作成すれば、引渡しがなくてもすべての第三者に対抗できる。
- エ. 法人間の動産譲渡には対抗要件は存在しない。

答え・解説

正答：ア

ア：民法178条は、動産に関する物権の譲渡は、その動産の引渡しがなければ第三者に対抗できないとする。
イ：一般の動産譲渡で不動産登記と同じ登記を要するわけではない。
ウ：契約成立と第三者対抗要件は別問題である。
エ：法人間でも対抗要件が問題となる。
総合解説：民法178条は、動産に関する物権の譲渡は、その動産の引渡しがなければ第三者に対抗できないとする。動産・設備の管理では、所有権、占有、引渡し方法、即時取得、共有・付合などを区別し、第三者との関係まで確認することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0082

1-3 企業財産の管理 > 動産・設備・財産管理

難易度：標準

A社が所有する機械を、すでに賃借して現実に占有しているB社へ売却した。B社がそのまま機械を保有し続ける場合に利用され得る占有移転の方法として最も適切なものはどれか。

- ア. 占有改定。
- イ. 簡易の引渡し。
- ウ. 指図による占有移転。
- エ. 不動産登記による引渡し。

答え・解説

正答：イ

ア：占有改定は譲渡人が引き続き物を所持する場合の方法である。
イ：民法182条2項は、譲受人またはその代理人がすでに物を所持する場合、当事者の意思表示だけで占有権を移転する簡易の引渡しを認める。
ウ：指図による占有移転は第三者が占有している場合に用いられる。
エ：不動産登記は動産の占有移転方法ではない。
総合解説：民法182条2項は、譲受人またはその代理人がすでに物を所持する場合、当事者の意思表示だけで占有権を移転する簡易の引渡しを認める。動産・設備の管理では、所有権、占有、引渡し方法、即時取得、共有・付合などを区別し、第三者との関係まで確認することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0083

1-3 企業財産の管理 > 動産・設備・財産管理

難易度：標準

A社が設備をB社に売却したが、B社からその設備を賃借し、A社が引き続き工場で使用する合意をした。この場合に動産の引渡しとして用いられ得る方法はどれか。

- ア. 現実の引渡ししか認められない。
- イ. 指図による占有移転のみ。
- ウ. 占有改定。
- エ. 所有権移転登記のみ。

答え・解説

正答：ウ

ア：現物を移動しなくても占有改定による引渡しが可能である。
イ：指図による占有移転は第三者占有の場合の方法である。
ウ：民法183条は、占有者が以後その物を相手方のために占有する意思を表示することで占有権を移転する占有改定を認める。
エ：一般の動産について不動産のような所有権移転登記をする方法ではない。
総合解説：民法183条は、占有者が以後その物を相手方のために占有する意思を表示することで占有権を移転する占有改定を認める。動産・設備の管理では、所有権、占有、引渡し方法、即時取得、共有・付合などを区別し、第三者との関係まで確認することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0084

1-3 企業財産の管理 > 動産・設備・財産管理

難易度：基礎

A社所有の商品を倉庫業者CがA社のために保管している。A社が商品をB社に売却し、A社がCに対して今後B社のために占有するよう命じ、B社がこれを承諾した。この占有移転の方法として最も適切なものはどれか。

- ア. 簡易の引渡し。
- イ. 占有改定。
- ウ. 不動産登記。
- エ. 指図による占有移転。

答え・解説

正答：エ

ア：簡易の引渡しは譲受人がすでに占有している場合である。
イ：占有改定は譲渡人自身が引き続き占有する場合である。
ウ：不動産登記は動産の占有移転方法ではない。
エ：民法184条は、代理人によって占有している場合に、本人が代理人へ以後第三者のために占有することを命じ、その第三者が承諾することで占有を移転できるとする。
総合解説：民法184条は、代理人によって占有している場合に、本人が代理人へ以後第三者のために占有することを命じ、その第三者が承諾することで占有を移転できるとする。動産・設備の管理では、所有権、占有、引渡し方法、即時取得、共有・付合などを区別し、第三者との関係まで確認することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0085

1-3 企業財産の管理 > 動産・設備・財産管理

難易度：標準

動産の即時取得に関する説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 取引行為によって平穩かつ公然に占有を始めた者が、善意かつ無過失であることが重要な要件となる。
- イ. 相手方に処分権限がないと知っていても必ず即時取得できる。
- ウ. 善意であれば重大な過失があっても必ず即時取得できる。
- エ. 即時取得は無償で拾得した物についてのみ成立する。

0086

1-3 企業財産の管理 > 動産・設備・財産管理

難易度：応用

盗品または遺失物を、占有者が競売、公の市場、または同種の物を販売する商人から善意で買い受けた場合、元の所有者が回復を求める際の民法上の説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 元の所有者は常に無償で直ちに回復できる。
- イ. 元の所有者は、占有者が支払った代価を弁償しなければ、その物を回復できない場合がある。
- ウ. 占有者は盗品と知らなければ、元の所有者からの回復請求を永久に拒絶できる。
- エ. 代価弁償の規定は不動産にのみ適用される。

答え・解説

正答：ア

ア：民法192条の即時取得には、取引行為、平穩・公然の占有開始、善意・無過失などが必要である。

イ：悪意の取得者は保護されない。

ウ：善意だけでなく無過失が要件となる。

エ：拾得は典型的な取引行為ではなく、即時取得の要件を満たさない。

総合解説：民法192条の即時取得には、取引行為、平穩・公然の占有開始、善意・無過失などが必要である。動産・設備の管理では、所有権、占有、引渡し方法、即時取得、共有・付合などを区別し、第三者との関係まで確認することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

答え・解説

正答：イ

ア：一定の取得経路では無償回復ではない。

イ：民法194条は、盗品・遺失物を競売、公の市場、同種物販売商人から善意取得した占有者に対する回復について、代価弁償を要求する。

ウ：民法193条の2年間の回復請求との関係で、占有者が永久に拒絶できるわけではない。

エ：この規定は動産に関する特則である。

総合解説：民法194条は、盗品・遺失物を競売、公の市場、同種物販売商人から善意取得した占有者に対する回復について、代価弁償を要求する。動産・設備の管理では、所有権、占有、引渡し方法、即時取得、共有・付合などを区別し、第三者との関係まで確認することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0087

1-3 企業財産の管理 > 動産・設備・財産管理

難易度：基礎

A社所有の大型設備に、B社所有の部品が取り外し困難な状態で付合し、主従の区別が明らかな場合の民法上の原則として最も適切なものはどれか。

- ア. 従たる部品の所有者が大型設備全体の所有権を取得する。
- イ. 付合が生じると双方の所有権は当然に国へ移る。
- ウ. 主たる動産の所有者が、従たる動産の所有権を取得する。
- エ. 動産同士では付合という制度は適用されない。

答え・解説

正答：ウ

ア：主従が明らかな場合は主たる動産の所有者が基準となる。

イ：国への当然帰属という制度ではない。

ウ：民法243条は、所有者を異にする数個の動産が付合して毀損しなければ分離できない場合等に、主たる動産の所有者が合成物を取得することを原則とする。

エ：動産間の付合も民法が定める。

総合解説：民法243条は、所有者を異にする数個の動産が付合して毀損しなければ分離できない場合等に、主たる動産の所有者が合成物を取得することを原則とする。動産・設備の管理では、所有権、占有、引渡し方法、即時取得、共有・付合などを区別し、第三者との関係まで確認することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0088

1-3 企業財産の管理 > 動産・設備・財産管理

難易度：標準

複数社で共有する設備の運用方針を決める場面にについて、最も適切な説明はどれか。

- ア. 共有物については、どのような行為も必ず共有者全員の同意が必要である。
- イ. 共有者の1社が過半数の持分を持てば、設備を廃棄する重大変更も常に単独で決められる。
- ウ. 共有物には保存行為も認められない。
- エ. 通常の管理に関する事項と、設備の形状・効用を著しく変える変更行為では、必要な共有者の同意要件が異なる。

答え・解説

正答：エ

ア：管理行為まで一律全員同意ではない。

イ：重大な変更は単なる持分過半数で常に決められるわけではない。

ウ：保存行為は各共有者が単独でできる。

エ：民法251条・252条は、共有物の変更と管理を区別し、必要な同意の程度を異ならせている。

総合解説：民法251条・252条は、共有物の変更と管理を区別し、必要な同意の程度を異ならせている。動産・設備の管理では、所有権、占有、引渡し方法、即時取得、共有・付合などを区別し、第三者との関係まで確認することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0089

1-3 企業財産の管理 > 動産・設備・財産管理

難易度：標準

A社が所有する製造設備をB社に一定期間使用させ、B社が賃料を支払う契約を締結した。この契約の基本的な法的性質として最も適切なものはどれか。

ア. 賃貸借として、A社がB社に設備を使用・収益させ、B社が賃料を支払うことが中心となる。

イ. 売買であり、契約締結と同時に必ず設備所有権がB社へ移る。

ウ. 請負であり、A社は必ず何らかの仕事を完成させなければならない。

エ. 贈与であり、B社は賃料を支払う必要がない。

答え・解説

正答：ア

ア：民法601条の賃貸借は、目的物を使用・収益させ、その対価として賃料を支払う契約であり、設備などの動産にも成立し得る。

イ：賃貸借では通常、所有権を移転すること自体を目的としない。

ウ：仕事完成義務を中心とする請負とは異なる。

エ：有償の使用契約であり贈与ではない。

総合解説：民法601条の賃貸借は、目的物を使用・収益させ、その対価として賃料を支払う契約であり、設備などの動産にも成立し得る。動産・設備の管理では、所有権、占有、引渡し方法、即時取得、共有・付合などを区別し、第三者との関係まで確認することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0090

1-3 企業財産の管理 > 動産・設備・財産管理

難易度：応用

企業が在庫や設備の法的リスクを管理する際の考え方として最も適切なものはどれか。

ア. 現物を社内に置いていれば、所有権や契約関係を確認する必要はない。

イ. 所有者が誰か、現実には誰が占有しているか、第三者対抗要件が具備されているかを分けて確認することが重要である。

ウ. 会計台帳に資産計上されていれば、民法上の所有権は必ず自社にある。

エ. 契約書があれば、動産の引渡しなど第三者対抗要件は一切問題にならない。

答え・解説

正答：イ

ア：社内に存在する事実だけでは所有権帰属を確定できない。

イ：企業財産の管理では、債権契約上の権利義務、物権としての所有権、占有、第三者対抗要件を区別する必要がある。

ウ：会計処理と私法上の所有権帰属は必ずしも同一ではない。

エ：契約書の存在と第三者対抗要件の具備は別に検討する必要がある。

総合解説：企業財産の管理では、債権契約上の権利義務、物権としての所有権、占有、第三者対抗要件を区別する必要がある。動産・設備の管理では、所有権、占有、引渡し方法、即時取得、共有・付合などを区別し、第三者との関係まで確認することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0091

1-4 商取引の実務 > 商行為・商人・商号

難易度：基礎

商法上の「商人」の定義として、最も適切なものはどれか。

- ア. 自己の名をもって商行為をすることを業とする者をいう。
- イ. 一度でも売買契約を締結した自然人は、目的を問わずすべて商人となる。
- ウ. 法人でなければ商人になることはできない。
- エ. 利益を得ない取引を一件でも行えば、その者は商人資格を失う。

答え・解説

正答：ア

ア：商法4条1項は、自己の名をもって商行為をすることを業とする者を商人とする。

イ：単発の契約経験だけで当然に商法4条1項の商人となるわけではない。

ウ：自然人でも要件を満たせば商人となり得る。

エ：商人性はこのような一件ごとの利益の有無で決まるものではない。

総合解説：商人該当性は、商法上の特則が適用される前提となる。まず商法4条の定義とみなし商人を区別して押さえる。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0092

1-4 商取引の実務 > 商行為・商人・商号

難易度：基礎

商法上、商行為を行うことを業としていなくても商人とみなされる者に関する説明として、最も適切なものはどれか。

- ア. 自宅の不用品を一度フリーマーケットで売った者は、必ず商人とみなされる。
- イ. 店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者は、一定の場合に商人とみなされる。
- ウ. 給与を得て会社の業務を行う従業員は、その業務について常に独立した商人とみなされる。
- エ. 商人とみなされるのは株式会社だけであり、個人事業者は含まれない。

答え・解説

正答：イ

ア：一度の私的処分だけで同項のみなし商人となるわけではない。

イ：商法4条2項は、店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者や鉱業を営む者を商人とみなす。

ウ：従業員が使用者のために労務を提供することから当然に独立の商人になるわけではない。

エ：個人でも商法4条の要件を満たせば商人となり得る。

総合解説：商法4条は通常の商人だけでなく、店舗販売業者や鉱業者に関するみなし規定も置いている。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0093

1-4 商取引の実務 > 商行為・商人・商号

難易度：基礎

会社法上、会社が行う行為と商行為の関係について、最も適切なものはどれか。

- ア. 会社の行為は、取引相手が商人である場合に限って商行為となる。
- イ. 会社が本店所在地以外で行う行為は、商行為にはならない。
- ウ. 会社がその事業としてする行為およびその事業のためにする行為は、商行為とされる。
- エ. 会社の事業のための資材購入は、事業そのものではないため商行為にならない。

答え・解説

正答：ウ

ア：会社法5条は相手方が商人であることを要件としていない。

イ：行為の場所で商行為性が否定されるわけではない。

ウ：会社法5条は、会社がその事業としてする行為およびその事業のためにする行為を商行為とする。

エ：事業のためにする行為も会社法5条により商行為とされる。

総合解説：会社の取引では、会社法5条により事業としてする行為だけでなく事業のためにする行為も商行為となる点が重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0094

1-4 商取引の実務 > 商行為・商人・商号

難易度：標準

Aは、値上がり後に転売して利益を得る目的で有価証券を有償取得した。商法上の評価として最も適切なものはどれか。

- ア. 有価証券に関する取引は、証券会社が行う場合にしか商行為にならない。
- イ. 有価証券の取得は民事行為であり、転売目的でも商行為になることはない。
- ウ. 転売目的であっても、取得した時点では商行為ではなく、実際に転売した時だけ商行為になる。
- エ. 利益を得て譲渡する意思をもって有価証券を有償取得する行為は、絶対的商行為に該当し得る。

答え・解説

正答：エ

ア：商法501条1号の要件を満たせば、証券会社であることは要件ではない。

イ：転売利益目的の有償取得は商法501条1号の典型例である。

ウ：有償取得自体も同号が商行為としている。

エ：商法501条1号は、利益を得て譲渡する意思をもってする動産・不動産・有価証券の有償取得等を商行為とする。

総合解説：商法501条の絶対的商行為は、営業として反復継続しているかとは別に、法が列挙した行為自体を商行為として扱う。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0095

1-4 商取引の実務 > 商行為・商人・商号

難易度：標準

商法502条の営業的商行為に関する説明として、最も適切なものはどれか。

- ア. 他人のためにする製造・加工、運送、作業・労務の請負などは、営業として行うとき商行為となる。
- イ. 商法502条に列挙された行為は、私生活上の一度の行為でも必ず営業的商行為となる。
- ウ. 専ら賃金を得る目的で労務に従事する被用者の行為も、同条により当然に営業的商行為となる。
- エ. 銀行取引や保険は、商法上の営業的商行為には含まれない。

答え・解説

正答：ア

ア：商法502条は、製造・加工、運送、作業・労務の請負など列挙行為を営業としてするときに商行為とする。
イ：同条は原則として「営業としてする」ことを要件とする。
ウ：商法502条ただし書は、専ら賃金を得る目的で製造や労務に従事する者の行為を除外する。
エ：商法502条は銀行取引や保険も列挙している。
総合解説：営業的商行為は、列挙された行為の種類だけでなく「営業としてする」点を確認する。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0096

1-4 商取引の実務 > 商行為・商人・商号

難易度：標準

小売業を営む商人Aが、店舗営業に使用する商品棚を購入した。この購入行為の商法上の扱いとして最も適切なものはどれか。

- ア. 販売する商品そのものではないため、商行為となる余地はない。
- イ. 商人が営業のためにする行為として、附属的商行為となり得る。
- ウ. 商人が行う行為は、私生活上の行為も反証の余地なくすべて商行為となる。
- エ. 商品棚の売主も商人でなければ、A側の行為も商行為にならない。

答え・解説

正答：イ

ア：営業設備の購入でも営業のためにする行為であれば附属的商行為となり得る。
イ：商法503条1項は、商人がその営業のためにする行為を商行為とし、同条2項は商人の行為を営業のためにするものと推定する。
ウ：商人の行為には営業のためとの推定が働くが、絶対的にすべて商行為になるという意味ではない。
エ：附属的商行為の成立に相手方が商人であることは一般的要件ではない。
総合解説：営業用設備の取得など、本来の営業行為を補助する行為にも商法上の商行為性が及ぶことがある。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0097

1-4 商取引の実務 > 商行為・商人・商号

難易度：標準

商人Aが、その営業の範囲内で取引先Bのために業務を行ったが、報酬額について明示の合意がなかった。商法上の原則として最も適切なものはどれか。

- ア. 報酬額を事前に書面で合意していなければ、Aは一切報酬を請求できない。
- イ. Aが報酬を請求できるのは、Bも必ず商人である場合に限られる。
- ウ. Aは、商法の要件を満たす限り、相当な報酬を請求することができる。
- エ. 報酬請求権が生じるのは、行為がAの営業範囲外である場合に限られる。

答え・解説

正答：ウ

ア：商法512条による相当な報酬請求が認められる場合がある。

イ：商法512条は相手方が商人であることを一般的要件としていない。

ウ：商法512条は、商人が営業の範囲内で他人のために行為をしたとき、相当な報酬を請求できるとする。

エ：同条はむしろ営業の範囲内で他人のために行為した場合を対象とする。

総合解説：企業間実務では、報酬の明示合意がない場合でも商法上の特則が働く可能性を確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0098

1-4 商取引の実務 > 商行為・商人・商号

難易度：応用

商人間の金銭消費貸借における利息について、商法上最も適切なものはどれか。

- ア. 利息の合意がなければ、商人間でも利息は一切発生しない。
- イ. 貸主が商人であれば、借主が消費者でも商法513条1項により当然に同じ扱いとなる。
- ウ. 利息は必ず貸付元本と同額でなければならない。
- エ. 貸主は、特約がなくても法定利息を請求することができる。

答え・解説

正答：エ

ア：商法513条の特則がある。

イ：同項は「商人間」の金銭消費貸借を対象とする。

ウ：そのような規定ではなく、法定利息の請求権を定める。

エ：商法513条1項は、商人間の金銭消費貸借について貸主が法定利息を請求できると定める。

総合解説：民法の一般原則だけでなく、商人間取引には商法上の利息特則がある点を区別する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0099

1-4 商取引の実務 > 商行為・商人・商号

難易度：応用

A商店の近隣でBが、不正の目的をもってA商店と誤認されるおそれのある商号を使用し、Aの営業上の利益が侵害されるおそれが生じている。商法上、Aが取り得る対応として最も適切なものはどれか。

ア. 要件を満たせば、Bに対して商号使用の停止または予防を請求できる。

イ. 商号は登録商標でない限り一切保護されないため、Aは何も請求できない。

ウ. Aは損害が現実確定するまで、侵害予防を求めることはできない。

エ. Bに不正の目的がある場合でも、Aと誤認されるおそれがなければ必ず商法12条違反となる。

答え・解説

正答：ア

ア：商法12条は、不正の目的による他の商人と誤認されるおそれのある名称・商号の使用を禁じ、営業上の利益を侵害され又は侵害されるおそれがある商人に停止・予防請求を認める。

イ：商標法とは別に、商法12条による商号保護があり得る。

ウ：侵害される「おそれ」がある段階でも予防請求が認められ得る。

エ：同条は不正目的に加え、他の商人と誤認されるおそれのある名称・商号の使用を対象とする。

総合解説：商号保護では「不正の目的」「誤認のおそれ」「営業上の利益の侵害またはそのおそれ」を整理して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0100

1-4 商取引の実務 > 商行為・商人・商号

難易度：標準

商人AがBに自己の商号を使って営業することを許諾し、取引先CがA自身の営業だと誤認してBと取引した。この取引から生じたBの債務について、商法上最も適切な説明はどれか。

ア. 商号を貸したAは、どのような事情でも一切責任を負わない。

イ. 要件を満たす場合、AはBと連帯してCに対する弁済責任を負う。

ウ. CがBの営業であることを知りながら取引した場合でも、Aは常に同条の責任を負う。

エ. Aの責任はBの債務とは無関係の行政罰に限られ、Cへの弁済責任は生じない。

答え・解説

正答：イ

ア：商法14条の要件を満たすと責任を負い得る。

イ：商法14条は、自己の商号を使用して営業・事業を行うことを他人に許諾した商人について、誤認して取引した者に対し、その他人と連帯して取引債務を弁済する責任を定める。

ウ：同条はAが営業するものと誤認して取引した者の保護を予定する。

エ：同条は取引によって生じた債務について連帯弁済責任を定める。

総合解説：商号を他人に使用させる実務では、第三者の誤認を通じて許諾者自身に取引債務の責任が及ぶ可能性がある。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0101

1-4 商取引の実務 > 継続的取引・取引基本契約

難易度：基礎

A社とB社の取引基本契約には「個別の売買契約は、A社の注文に対しB社が受注を承諾した時に成立する」と定められている。この場合の説明として最も適切なものはどれか。

ア. 基本契約を締結した時点で、数量や価格が未定でも将来の全注文について売買契約が確定する。

イ. 個別注文は、B社が拒絶しても必ず契約となる。

ウ. 基本契約の締結だけで将来のすべての注文について個別売買契約が当然に成立するわけではなく、定められた方法で個別契約の成立を判断する。

エ. 企業間取引では申込みと承諾という考え方は適用されない。

答え・解説

正答：ウ

ア：契約条項が個別契約の成立方法を別途定めている以上、その手続に従って各契約の成立を判断する。

イ：申込みと承諾を成立要件とする条項であれば、承諾がない注文が当然に成立するわけではない。

ウ：取引基本契約は継続取引の共通条件を定めることが多く、個々の発注については当事者が定めた申込み・承諾の仕組みに従って成立を判断する。民法521条・522条の契約原則が基礎となる。

エ：企業間契約にも民法上の契約成立原則が適用される。

総合解説：継続取引では「基本契約を結んだこと」と「各個別契約が成立したこと」を分けて管理することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0102

1-4 商取引の実務 > 継続的取引・取引基本契約

難易度：基礎

取引基本契約に「個別契約と本基本契約の内容が抵触するときは、個別契約の定めを優先する」と明記されている。ある注文書で基本契約と異なる納期を双方が合意した場合、最も適切な説明はどれか。

ア. 基本契約は名称に「基本」とあるため、どのような合意があっても必ず個別契約より優先する。

イ. 個別契約は基本契約と異なる内容を定めることが法律上禁止されている。

ウ. 納期のような取引条件は契約内容にならないため、どちらの条項も法的意味を持たない。

エ. 原則として、当事者が合意した優先条項に従い、その個別契約の納期を優先して解釈する。

答え・解説

正答：エ

ア：優先関係は名称だけでなく、当事者の具体的な合意内容に従って判断する。

イ：強行法規等に反しない限り、当事者は個別契約で異なる合意をすることができる。

ウ：納期は典型的な契約条件であり、履行遅滞等の判断にも影響する。

エ：契約内容は法令の制限内で当事者が定められるため、明確な優先関係の合意がある場合は、その合意に従って契約内容を整理するのが基本である。

総合解説：基本契約と注文書・仕様書等の関係は、優先条項を置いて明確化すると紛争予防に有効である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0103

1-4 商取引の実務 > 継続的取引・取引基本契約

難易度：基礎

取引基本契約に「契約期間は1年間とし、満了日の30日前までにいずれからも更新拒絶の通知がない場合、同一条件でさらに1年間更新する」とある。双方とも通知をしなかった場合の説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 契約条項に従えば、原則として契約はさらに1年間更新される。
- イ. 期間満了が近づけば、自動更新条項があっても契約は必ず終了する。
- ウ. 更新拒絶は契約期間満了後にいつでも遡って行える。
- エ. 企業間の契約期間に関する合意はすべて無効である。

答え・解説

正答：ア

ア：期間と更新方法が明確に合意されている場合、その合意に従って契約関係を判断するのが基本となる。

イ：更新条項が有効に合意されているなら、その内容を無視して当然終了とはならない。

ウ：条項が通知期限を定めている場合、原則としてその期限管理が重要となる。

エ：企業間取引でも契約期間や更新条件を合意できる。

総合解説：継続契約では、契約期間・自動更新・更新拒絶期限を台帳で管理し、意図しない更新を防ぐことが実務上重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0104

1-4 商取引の実務 > 継続的取引・取引基本契約

難易度：標準

A社とB社が個別交渉で締結した取引基本契約には一方的変更条項がなく、法令上の特別な変更権もない。A社が一方的に「来月から代金支払期限を短縮する」と通知した場合の一般的な考え方として最も適切なものはどれか。

- ア. 企業間契約では、売上規模の大きい側がいつでも自由に契約条件を変更できる。
- イ. B社の同意等がない限り、その通知だけで既存契約の支払条件が当然に変更されるわけではない。
- ウ. 変更通知を電子メールで送れば、相手方の意思にかかわらず必ず変更が成立する。
- エ. 一度締結した契約は、双方が合意しても絶対に変更できない。

答え・解説

正答：イ

ア：当事者の規模だけを根拠とする一般的な一方的変更権はない。

イ：契約内容は当事者の合意を基礎として定まる。交渉型の契約について一方的変更の根拠がない場合、片方の通知だけで当然に内容が変更されるわけではない。

ウ：通知手段と、契約変更についての合意成立は別問題である。

エ：当事者は法令の制限内で合意により契約内容を変更できる。

総合解説：契約変更では、変更権の根拠、変更手続、相手方の合意の有無を区別して確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0105

1-4 商取引の実務 > 継続的取引・取引基本契約

難易度：標準

継続的な取引基本契約に「相手方が支払停止となった場合、催告なく契約を解除できる」と定められている。この条項の位置づけとして最も適切なものはどれか。

- ア. 解除権は法律に列挙された場合にしか発生せず、契約で定めることは一切できない。
- イ. 解除条項があれば、条項に定めた事由が発生していなくても自由に解除できる。
- ウ. 法定の解除権とは別に、当事者が合意した契約上の解除権の根拠となり得る。
- エ. 契約上の解除条項を置くと、民法上の解除制度は一切適用されなくなる。

答え・解説

正答：ウ

ア：民法540条は契約による解除権も予定している。

イ：契約上の解除権は、原則として合意した要件に従って行使する。

ウ：解除権は法律の規定だけでなく契約によって定めることもでき、民法540条も「契約又は法律の規定」による解除権を前提としている。

エ：契約条項と法定解除の関係は契約内容や法令に応じて整理する必要があり、一律に排除されるわけではない。

総合解説：継続取引では、信用不安・倒産兆候などを対象とする解除条項を設けることがあるが、具体的要件を確認して運用する必要がある。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0106

1-4 商取引の実務 > 継続的取引・取引基本契約

難易度：標準

取引基本契約の解除通知について、契約に「発信時に効力を生ずる」といった特約がない場合の民法上の原則として最も適切なものはどれか。

- ア. 通知文書を社内で作成した時点で、相手方に届かなくても当然に効力が生ずる。
- イ. 解除通知は必ず裁判所を通じて送らなければ効力を生じない。
- ウ. 相手方が正当な理由なく到達を妨げても、永久に到達したものと扱われない。
- エ. 解除の意思表示は、原則としてその通知が相手方に到達した時から効力を生ずる。

答え・解説

正答：エ

ア：相手方への通知が到達する前の社内作成だけでは到達主義の要件を満たさない。

イ：一般の解除意思表示に裁判所経由を一律に要求する規定はない。

ウ：民法97条2項は、正当な理由なく到達を妨げた場合に通常到達すべき時に到達したものとみなす。

エ：民法97条1項は意思表示の到達主義を定める。解除など重要な通知では、送信した事実だけでなく相手方への到達を管理する必要がある。

総合解説：契約管理では、解除・更新拒絶・変更通知などの「発信日」と「到達日」を区別する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0107

1-4 商取引の実務 > 継続的取引・取引基本契約

難易度：標準

A社がB社との継続的取引契約上のAの地位をC社へ譲渡することでA・C間が合意した。民法上、B社との関係で契約上の地位をC社へ移転させるための原則として最も適切なものはどれか。

ア. B社がその地位の譲渡を承諾することが必要である。

イ. A社とC社だけが合意すれば、B社の意思に関係なく必ず地位が移転する。

ウ. 契約上の地位は相続以外の方法で移転することが法律上禁止されている。

エ. B社の承諾が必要なのは代金債権だけで、契約上の地位全体の移転では不要である。

答え・解説

正答：ア

ア：民法539条の2は、契約当事者の一方と第三者が地位譲渡を合意し、契約の相手方が承諾したときに契約上の地位が第三者へ移転すると定める。

イ：相手方B社の承諾が原則として必要である。

ウ：民法539条の2は契約上の地位の移転を明文で定める。

エ：債権譲渡と契約上の地位の移転は区別され、後者について同条は相手方承諾を要求する。

総合解説：事業譲渡や取引先変更では、個別の債権譲渡と契約上の地位移転を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0108

1-4 商取引の実務 > 継続的取引・取引基本契約

難易度：応用

商人Aが商人Bから継続的に部品を購入している。Bから部品を受領したAの商法上の対応として最も適切なものはどれか。

ア. Aは部品を使用し終わるまで検査をしなくても、商法上何ら影響はない。

イ. Aは、目的物を受領したときは遅滞なく検査することが求められる。

ウ. 検査義務は消費者が買主の場合にだけ適用され、商人間売買には適用されない。

エ. 売主Bが商人であっても、買主Aが商人であれば検査をすることは禁止される。

答え・解説

正答：イ

ア：商法526条は受領後の遅滞ない検査を要求する。

イ：商法526条1項は、商人間の売買で買主が目的物を受領したとき、遅滞なく検査しなければならないと定める。

ウ：同条は商人間売買についての特則である。

エ：検査は禁止されるところか、同条が検査義務を定める。

総合解説：継続的な商品取引では、基本契約の検収条項だけでなく商法526条の検査・通知ルールも確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0109

1-4 商取引の実務 > 継続的取引・取引基本契約

難易度：応用

商人間売買で、買主が検査により種類・品質・数量の契約不適合を発見した場合の商法526条に関する説明として、最も適切なものはどれか。

- ア. 買主は不適合を発見しても、売主への通知を一切しなくてよい。
- イ. 売主が不適合を知っていた場合ほど、買主の通知義務はより厳格になる。
- ウ. 原則として買主は直ちに売主へ通知する必要があるが、売主がその不適合について悪意であった場合には同条の通知制限は適用されない。
- エ. 商法526条は数量の不適合には一切適用されない。

答え・解説

正答：ウ

ア：原則として通知が必要であり、通知を怠ると追完・代金減額・損害賠償・解除等が制限され得る。
イ：売主悪意の場合は商法526条3項により同条2項の制限が適用されない。
ウ：商法526条2項は発見した不適合の直ちの通知を要求し、同条3項は売主が不適合について悪意であった場合にその制限を適用しない。
エ：同条2項は種類・品質・数量に関する契約不適合を対象とする。
総合解説：商人間売買では、民法上の契約不適合責任だけでなく、商法526条の検査・通知ルールが重要となる。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0110

1-4 商取引の実務 > 継続的取引・取引基本契約

難易度：標準

商人間の売買で「イベント開催日の前日までに納品されなければ契約目的を達成できない」ことが明らかであったが、売主が期限までに納品しなかった。買主は期限経過後も直ちに履行請求をしなかった。商法上の原則として最も適切なものはどれか。

- ア. 期限を過ぎても買主が解除の訴訟を提起するまで契約は必ず存続する。
- イ. 商人間の売買では納期違反について解除制度は存在しない。
- ウ. 売主が遅滞した場合、買主は必ず代金を二重に支払わなければならない。
- エ. 商法525条の要件を満たす場合、契約は解除されたものとみなされる。

答え・解説

正答：エ

ア：商法525条は一定の場合に解除されたものとみなす特則を置く。
イ：民法上の解除に加え商法525条の特則がある。
ウ：そのような効果を定める規定ではない。
エ：商法525条は、商人間の定期売買で期限内履行が契約目的達成に不可欠な場合、期限を過ぎた後に相手方が直ちに履行請求をしなければ、契約を解除したものとみなす。
総合解説：商人間の定期売買には、時間的な取引目的を重視した商法上の特則がある。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0111

1-4 商取引の実務 > 代金決済・手形等の基礎

難易度：基礎

商法上、手形その他の商業証券に関する行為について最も適切な説明はどれか。

ア. 商法501条により、手形その他の商業証券に関する行為は商行為とされる。

イ. 手形に関する行為は、取引当事者が会社でなければ商行為にならない。

ウ. 手形は商法と無関係であり、手形に関する行為は常に純粋な民事行為である。

エ. 手形に関する行為が商行為になるのは、満期後に限られる。

答え・解説

正答：ア

ア：商法501条4号は、手形その他の商業証券に関する行為を絶対的商行為として列挙する。

イ：商法501条4号は当事者の会社性を要件としていない。

ウ：商法501条が明文で商行為としている。

エ：満期後に限定する規定ではない。

総合解説：手形・小切手等は独自の法規律を持つだけでなく、商法上も商行為として位置づけられる。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0112

1-4 商取引の実務 > 代金決済・手形等の基礎

難易度：基礎

約束手形の必要的記載事項に関する説明として、最も適切なものはどれか。

ア. 振出人が支払うかどうかを自由に選べるという条件付きの約束でなければならない。

イ. 一定の金額を支払う旨の単純な約束は、約束手形の必要的記載事項の一つである。

ウ. 受取人の名称は約束手形に記載してはならない。

エ. 振出人の署名は約束手形の要件とは無関係である。

答え・解説

正答：イ

ア：手形法は一定金額を支払う旨の「単純な」約束を要求する。

イ：手形法75条は、約束手形であることを示す文字、一定金額を支払う単純な約束、満期、支払地、受取人、振出日・地、振出人の署名などを定める。

ウ：受取人の名称は必要的記載事項に含まれる。

エ：振出人の署名も必要的記載事項である。

総合解説：手形は要式証券であり、必要的記載事項を欠く場合の効果と、法が補充規定を置く場合を分けて覚える。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0113

1-4 商取引の実務 > 代金決済・手形等の基礎

難易度：基礎

約束手形に満期の記載がない場合の手形法上の扱いとして、最も適切なものはどれか。

- ア. 満期記載がない手形は、例外なくすべて無効となる。
- イ. 満期は振出人が後日口頭で自由に決めるまで存在しない。
- ウ. 一覧払の約束手形として扱われる。
- エ. 満期の記載がない場合は、必ず振出日から10年後が満期となる。

答え・解説

正答：ウ

ア：手形法76条に満期欠缺の補充規定がある。
イ：法は一覧払として扱う。
ウ：手形法76条は、満期の記載がない約束手形を一覧払のものとみなす。必要的記載事項を欠いても法定の補充がある例である。
エ：そのような法定期間ではない。
総合解説：要式性は重要だが、記載欠缺のすべてが直ちに無効になるわけではなく、手形法の補充規定を確認する。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0114

1-4 商取引の実務 > 代金決済・手形等の基礎

難易度：標準

指図禁止の記載がない通常の手形の譲渡について、最も適切な説明はどれか。

- ア. 手形は一度振り出されると、満期まで一切譲渡できない。
- イ. 譲渡には必ず裁判所の許可が必要である。
- ウ. 手形の譲渡は、口頭で「譲る」と告げるだけで常に完了し、証券上の手続は不要である。
- エ. 手形は、原則として裏書によって譲渡することができる。

答え・解説

正答：エ

ア：手形法は裏書による流通を予定する。
イ：通常の下書譲渡に裁判所許可を一般要件とする規定はない。
ウ：手形の流通には手形法上の方式が重要である。
エ：手形法11条は、指図禁止の記載がない為替手形を裏書により譲渡できるとし、約束手形にも同規定が準用される。
総合解説：手形の権利移転では、一般債権譲渡とは異なる証券法上の方式を区別する。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0115

1-4 商取引の実務 > 代金決済・手形等の基礎

難易度：標準

手形に白地式裏書がされた場合の所持人の扱いについて、手形法上最も適切なものはどれか。

ア. 所持人は、一定の場合に白地を自己または他人の名称で補充したり、さらに裏書したり、白地を補充せず交付したりすることができる。

イ. 白地式裏書がされると、その手形は直ちに無効となる。

ウ. 白地式裏書後は、所持人本人の名称を補充する方法しか認められない。

エ. 白地式裏書後の手形は、必ず裁判所へ供託しなければ譲渡できない。

答え・解説

正答：ア

ア：手形法14条は、白地式裏書後の所持人について、補充、再裏書、補充せず交付する方法などを認めている。

イ：白地式裏書は手形法が認める裏書形態である。

ウ：自己以外の名称での補充や再裏書等も認められる。

エ：そのような一般要件はない。

総合解説：白地式裏書は手形流通の柔軟性を高める仕組みであり、通常の記名式裏書との違いを確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0116

1-4 商取引の実務 > 代金決済・手形等の基礎

難易度：標準

確定日払の手形について、所持人が支払のために呈示すべき時期に関する手形法上の原則として最も適切なものはどれか。

ア. 振出日から必ず1日以内に呈示しなければならない。

イ. 満期の日またはこれに次ぐ2取引日内に支払のため呈示する。

ウ. 満期から10年以内であれば、呈示時期による影響は一切ない。

エ. 支払呈示は手形所持人ではなく、必ず振出人だけが行う。

答え・解説

正答：イ

ア：確定日払手形についてそのような一律のルールではない。

イ：手形法38条は、確定日払・日附後定期払・一覧後定期払の手形について、満期の日またはこれに次ぐ2取引日内の支払呈示を定める。

ウ：手形法は呈示期間を定めている。

エ：所持人が支払のために呈示する制度である。

総合解説：手形実務では満期だけでなく、呈示期間を管理する必要がある。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0117

1-4 商取引の実務 > 代金決済・手形等の基礎

難易度：標準

手形金額が「金壱百万円」と文字で記載される一方、数字では「2,000,000円」と記載されており両者が一致しない。手形法上の原則として最も適切なものはどれか。

- ア. 数字の金額が常に優先する。
- イ. 両金額の平均額が手形金額になる。
- ウ. 文字で記載された金額が手形金額となる。
- エ. 金額に差異があれば例外なく手形全体が無効となる。

答え・解説

正答：ウ

ア：手形法6条1項は文字による金額を優先する。
イ：平均を取る規定はない。
ウ：手形法6条1項は、文字と数字で記載した金額に差異がある場合、文字で記載した金額を手形金額とする。
エ：手形法6条に差異の処理規定がある。
総合解説：手形の記載不一致には手形法独自の解決ルールがある。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0118

1-4 商取引の実務 > 代金決済・手形等の基礎

難易度：応用

小切手の支払時期に関する小切手法上の原則として、最も適切なものはどれか。

- ア. 小切手は必ず振出日から6か月後に支払う定期払証券である。
- イ. 小切手に「3年後に支払う」と書けば、その記載が必ず優先する。
- ウ. 小切手は支払のために呈示することが法律上禁止されている。
- エ. 小切手は一覧払であり、これに反する支払時期の記載は記載しなかったものと扱われる。

答え・解説

正答：エ

ア：小切手法は一覧払を原則とする。
イ：一覧払に反する記載はしなかったものと扱われる。
ウ：小切手は支払呈示を前提とする決済証券である。
エ：小切手法28条は小切手を一覧払とし、これに反する記載をしなかったものとみなす。また振出日より前に呈示された小切手は呈示日に支払うべきものとする。
総合解説：手形と小切手は似ているが、小切手は一覧払である点が基本的な違いの一つである。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0119

1-4 商取引の実務 > 代金決済・手形等の基礎

難易度：応用

電子記録債権の発生について、電子記録債権法上最も適切なものはどれか。

- ア. 電子記録債権は、発生記録をすることによって生ずる。
- イ. 当事者が口頭で合意すれば、電子債権記録機関の記録がなくても同法上の電子記録債権が成立する。
- ウ. 紙の手形をスキャンただけで、自動的に電子記録債権になる。
- エ. 電子記録債権は物品の所有権であり、金銭債権ではない。

答え・解説

正答：ア

ア：電子記録債権法15条は、電子記録債権が発生記録をすることによって生ずると定める。単なる当事者間の口頭合意だけで同法上の電子記録債権が発生するわけではない。

イ：同法上の電子記録債権には発生記録が必要である。

ウ：電子記録債権は法定の電子記録制度によって発生する別個の債権である。

エ：同法2条は電子記録債権を金銭債権として定義する。

総合解説：電子記録債権は紙の証券を電子化した単なる画像ではなく、法律上の電子記録を発生・譲渡の要件とする金銭債権である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0120

1-4 商取引の実務 > 代金決済・手形等の基礎

難易度：標準

A社が保有する電子記録債権をB社へ譲渡する場合の電子記録債権法上の原則として、最も適切なものはどれか。

- ア. A社が社内帳簿に「B社へ譲渡」と記載するだけで、同法上の譲渡が完成する。
- イ. 譲渡記録をしなければ、電子記録債権の譲渡は効力を生じない。
- ウ. 電子記録債権は法律上譲渡することができない。
- エ. 譲渡には必ず紙の手形への書換えが必要である。

答え・解説

正答：イ

ア：法定の譲渡記録が必要であり、社内帳簿だけでは足りない。

イ：電子記録債権法17条は、電子記録債権の譲渡は譲渡記録をしなければ効力を生じないとする。

ウ：同法は譲渡制度を明文で定める。

エ：電子記録債権は電子記録による独自の譲渡制度を持つ。

総合解説：電子記録債権では発生と同様に、譲渡についても記録が効力要件となる点を押さえる。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0121

1-5 契約リスク対応 > 債務不履行

難易度：基礎

A社のB社に対する代金支払債務について「6月30日に支払う」と確定期限が定められている。A社が支払わなかった場合、民法上、原則としていつから遅滞の責任を負うか。

ア. B社が裁判を起こした時から。

イ. B社が支払催告をした翌日からでなければ遅滞にならない。

ウ. 6月30日の期限が到来した時から。

エ. 契約締結時から直ちに。

答え・解説

正答：ウ

ア：確定期限債務では訴訟提起を待たず期限到来時から遅滞となる。

イ：確定期限債務では原則として催告は遅滞開始の要件ではない。

ウ：民法412条1項は、確定期限のある債務について期限が到来した時から債務者が遅滞の責任を負うと定める。

エ：期限到来前から履行遅滞になるわけではない。

総合解説：履行遅滞の開始時は、確定期限・不確定期限・期限の定めなしで異なる。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0122

1-5 契約リスク対応 > 債務不履行

難易度：基礎

「A社の新工場が完成した日に支払う」という不確定期限の債務について、民法上、債務者が遅滞の責任を負い始める時期として最も適切なものはどれか。

ア. 契約を締結した瞬間から。

イ. 期限到来から必ず1年経過した時から。

ウ. 債権者が請求した時だけであり、債務者が期限到来を知っていても請求がなければ永久に遅滞にならない。

エ. 期限到来後に履行請求を受けた時、または期限到来を知った時のいずれか早い時。

答え・解説

正答：エ

ア：不確定期限がまだ到来していない段階では原則として遅滞とならない。

イ：そのような一律の1年ルールはない。

ウ：債務者が期限到来を知った時も遅滞開始の基準となる。

エ：民法412条2項は、不確定期限の債務について、期限到来後に履行請求を受けた時または期限到来を知った時のいずれか早い時から遅滞の責任を負うとする。

総合解説：期限類型による遅滞開始時の違いは、損害賠償や解除を検討する前提となる。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0123

1-5 契約リスク対応 > 債務不履行

難易度：基礎

履行期限を定めなかった債務について、民法上、債務者が原則として履行遅滞の責任を負う時期はどれか。

- ア. 債務者が履行の請求を受けた時から。
- イ. 契約締結から自動的に30日後。
- ウ. 債権者が何も請求しなくても、契約締結と同時に必ず遅滞となる。
- エ. 裁判で敗訴判決が確定するまで遅滞にはならない。

答え・解説

正答：ア

ア：民法412条3項は、期限を定めなかった債務について、履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負うとする。

イ：民法にそのような一般的30日ルールはない。

ウ：期限の定めがない場合は履行請求を受けた時からが原則である。

エ：裁判確定は必要ない。

総合解説：契約書では支払期日や納期を明確にすることで、遅滞開始時を巡る不明確さを減らせる。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0124

1-5 契約リスク対応 > 債務不履行

難易度：基礎

A社がB社へ引き渡す義務を負う唯一の特定機械が、契約および取引上の社会通念に照らして回復不能な状態で滅失し、引渡しができなくなった。民法上の「履行不能」に関する説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 物理的に少し困難なだけでも、直ちにすべて履行不能となる。
- イ. 債務の履行が契約その他の債務発生原因と取引上の社会通念に照らして不能なら、債権者はその履行自体を請求できない。
- ウ. 履行不能になっても、債権者は必ず同じ現物の引渡しを強制できる。
- エ. 履行不能という概念は金銭債務にしか存在しない。

答え・解説

正答：イ

ア：履行不能は単なる不便・困難と同じではなく、契約内容や取引上の社会通念を踏まえて判断する。

イ：民法412条の2第1項は、契約その他の債務発生原因および取引上の社会通念に照らして履行が不能であるとき、履行請求ができないと定める。

ウ：履行不能ならその履行自体の請求はできない。

エ：様々な債務について問題となる。

総合解説：履行不能では「履行請求ができないこと」と「損害賠償や解除が可能か」を分けて検討する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0125

1-5 契約リスク対応 > 債務不履行

難易度：標準

B社が正当な履行提供を受けることを拒み、A社が引き渡すべき特定物を引き続き保管することになった。民法上のA社の保存義務について最も適切なものはどれか。

ア. A社は受領拒絶後も、無限に最高度の注意義務を負い続ける。

イ. B社の受領拒絶があれば、A社は直ちに目的物を自由に廃棄してよい。

ウ. 履行の提供後は、原則として自己の財産に対するのと同じの注意をもって保存すれば足りる。

エ. 受領遅滞は特定物の引渡債務とは無関係である。

答え・解説

正答：ウ

ア：同条は注意義務を自己の財産に対するのと同じの注意へと緩和する。

イ：保存義務がなくなるわけではない。

ウ：民法413条1項は、債権者が受領を拒み又は受領できない場合の特定物について、債務者は履行提供時から自己の財産に対するのと同じの注意で保存すれば足りるとする。

エ：民法413条1項はまさに特定物の引渡しについて特則を置く。

総合解説：債権者側の受領遅滞でも契約関係が直ちに消滅するとは限らず、保存義務や費用負担が問題となる。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0126

1-5 契約リスク対応 > 債務不履行

難易度：標準

A社が特定物の引渡債務についてすでに履行遅滞の責任を負っている間に、当事者双方の責めに帰せない災害によって目的物が滅失し、履行不能となった。民法上の原則として最も適切なものはどれか。

ア. 災害であれば、履行遅滞中でも必ずA社の責任は完全に消滅する。

イ. 履行遅滞中に目的物が滅失すると、債権者が当然に所有者となる。

ウ. この特則は債権者が受領遅滞にある場合にだけ適用される。

エ. その履行不能は、債務者A社の責めに帰すべき事由によるものとみなされる。

答え・解説

正答：エ

ア：遅滞中の履行不能には民法413条の2第1項の特則がある。

イ：同条は帰責事由の扱いを定めるもので、当然の所有権移転を定めない。

ウ：第1項は債務者の履行遅滞中を対象とする。

エ：民法413条の2第1項は、債務者が遅滞責任を負う間に双方無帰責の事由で履行不能となった場合、その不能を債務者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。

総合解説：債務者が期限を守らなかった後に偶然的事故が起きた場合でも、遅滞前と同じ責任判断にはならない。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0127

1-5 契約リスク対応 > 債務不履行

難易度：標準

債務者が任意に履行しない場合の民法上の救済について、最も適切なものはどれか。

- ア. 債務の性質が許す限り裁判所に履行の強制を請求でき、履行強制の規定は損害賠償請求を妨げない。
- イ. 履行強制を求めると、損害賠償は法律上必ず放棄したものとみなされる。
- ウ. どのような債務でも、本人の人格を無視して必ず直接強制できる。
- エ. 債務者が任意に履行しなければ、債権者は自力で債務者の財産を自由に上げてよい。

答え・解説

正答：ア

ア：民法414条は、直接強制・代替執行・間接強制等による履行強制を定め、同条2項は損害賠償請求を妨げないとする。

イ：民法414条2項は損害賠償請求を妨げないと明記する。

ウ：債務の性質が強制を許さない場合もある。

エ：履行の強制は民事執行法その他の法令に従って裁判所に請求する。

総合解説：債務不履行時の手段は解除だけではなく、履行請求・強制執行・損害賠償などを要件ごとに整理する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0128

1-5 契約リスク対応 > 債務不履行

難易度：標準

A社が契約どおりに債務を履行しなかったが、その不履行が契約その他の債務発生原因および取引上の社会通念に照らしてA社の責めに帰することができない事由によるものであった。民法415条1項に関する説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 債務不履行があれば原因を問わず必ず損害賠償責任が生じる。
- イ. 原則として、その不履行について同項に基づく損害賠償責任は生じない。
- ウ. 債務者が責任を負わない場合でも、損害賠償額は必ず契約代金の10倍となる。
- エ. 債務不履行による損害賠償制度は企業間契約には適用されない。

答え・解説

正答：イ

ア：民法415条1項ただし書があるため、帰責性の検討が必要である。

イ：民法415条1項ただし書は、不履行が契約その他の債務発生原因と取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰せない事由による場合、損害賠償を否定する。

ウ：そのような一般的法定額はない。

エ：民法415条は企業間契約にも適用され得る。

総合解説：不履行の事実だけでなく、契約上のリスク分配や取引上の社会通念を踏まえた帰責性を確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0129

1-5 契約リスク対応 > 債務不履行

難易度：標準

債務者A社が「契約上の債務は一切履行しない」と明確に拒絶する意思を表示した。民法415条2項に関する説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 履行拒絶が明確でも、履行に代わる損害賠償は法律上絶対に認められない。
- イ. 債権者は、債務者が履行拒絶を示した時点で必ず契約代金全額を二重に受け取れる。
- ウ. 債権者は、他の要件を満たす限り、履行に代わる損害賠償を請求できる場合がある。
- エ. 履行に代わる損害賠償は、不法行為の場合にしか存在しない。

答え・解説

正答：ウ

ア：同項が明確な全部履行拒絶を対象としている。
イ：損害賠償は損害と法定要件に基づくもので、二重取得を当然に認める制度ではない。
ウ：民法415条2項は、履行不能、全部履行拒絶の明確な表示、契約解除または解除権発生などの場合に履行に代わる損害賠償請求を認める。
エ：民法415条2項は債務不履行について定める。
総合解説：通常の遅延損害と、履行そのものに代わる損害賠償を区別して考える。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0130

1-5 契約リスク対応 > 債務不履行

難易度：応用

A社が適切に納品を提供したのに、買主B社が受領を拒んだため、A社に追加の倉庫保管費が発生した。民法413条2項の原則として最も適切なものはどれか。

- ア. 受領拒絶による追加費用も、事情を問わず必ずA社が負担する。
- イ. 追加費用が発生すると、目的物の所有権が自動的にA社からB社へ移転する。
- ウ. 追加費用はすべて国が負担する。
- エ. B社の受領拒絶によって増加した履行費用は、B社が負担する。

答え・解説

正答：エ

ア：同項は受領遅滞による増加額を債権者負担とする。
イ：費用負担と所有権移転は別問題である。
ウ：そのような制度ではない。
エ：民法413条2項は、債権者が受領を拒み又は受領できないことによって履行費用が増加したとき、その増加額を債権者の負担とする。
総合解説：受領遅滞では、保存義務だけでなく追加費用の負担も契約リスクとして確認する。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0131

1-5 契約リスク対応 > 債務不履行

難易度：応用

履行強制に関する民法414条の説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 債務の性質が履行強制を許さない場合には、同条による履行の強制を請求できない。
- イ. すべての債務は、債務者本人への物理的強制によって必ず履行させることができる。
- ウ. 履行強制ができない債務では、損害賠償も常に禁止される。
- エ. 履行強制が認められるかは、債権者の希望だけで決まり法令は関係しない。

答え・解説

正答：ア

ア：民法414条1項ただし書は、債務の性質が履行強制を許さないときはその限りでないとする。人格的な給付などでは強制方法に限界がある。

イ：債務の性質によって履行強制が許されない場合がある。

ウ：履行強制の可否と損害賠償の可否は別に検討する。

エ：民事執行法等の法令と債務の性質に従って判断する。

総合解説：債務不履行の救済策は債務の内容に応じて選択する必要があり、全てを同じ方法で強制できるわけではない。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0132

1-5 契約リスク対応 > 債務不履行

難易度：標準

契約締結時点ですでに契約上の債務が履行不能であった場合について、民法上最も適切な説明はどれか。

- ア. 契約成立時に不能なら、どのような事情でも損害賠償は法律上絶対に請求できない。
- イ. 契約成立時に履行不能であったことだけを理由に、債務不履行による損害賠償請求が当然に排除されるわけではない。
- ウ. 契約成立時の不能があれば、債権者は不能な履行そのものを必ず強制できる。
- エ. 契約成立時の不能は、企業間契約では常に無視しなければならない。

答え・解説

正答：イ

ア：同項は損害賠償請求を妨げないと明記する。

イ：民法412条の2第2項は、契約に基づく債務が契約成立時に不能であったことは、民法415条による損害賠償請求を妨げないと定める。

ウ：履行不能なら履行請求はできない。

エ：履行不能と損害賠償の要件を具体的に検討する必要がある。

総合解説：原始的不能では、履行請求ができないことと、帰責性等を満たせば損害賠償があり得ることを分けて理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0133

1-5 契約リスク対応 > 解除・危険負担

難易度：基礎

民法上の解除権の行使に関する説明として、最も適切なものはどれか。

- ア. 解除は必ず裁判の確定判決がなければ行使できない。
- イ. 解除の意思表示は相手方に到達した後でも、解除した側がいつでも一方的に撤回できる。
- ウ. 解除は相手方に対する意思表示によって行い、その解除の意思表示は撤回できない。
- エ. 解除権は法律に定められた場合にしか存在せず、契約で定めることはできない。

答え・解説

正答：ウ

ア：解除権は相手方への意思表示によって行使する。
イ：民法540条2項は撤回できないとする。
ウ：民法540条は、解除を相手方に対する意思表示によって行うとし、その意思表示は撤回できないと定める。
エ：民法540条は契約による解除権も前提としている。
総合解説：解除では、解除権の発生要件と、解除権を実際に行使する方法を分けて確認する。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0134

1-5 契約リスク対応 > 解除・危険負担

難易度：基礎

A社がB社に相当期間を定めて履行を催告し、その期間内にB社が履行しなかった。ただし期間経過時の不履行は、契約および取引上の社会通念に照らして軽微である。民法541条による解除について最も適切なものはどれか。

- ア. 催告を一度すれば、不履行がどれほど軽微でも必ず解除できる。
- イ. 軽微かどうかは債権者の主観だけで決まり、契約内容や取引上の社会通念は考慮しない。
- ウ. 催告解除には履行の催告自体が不要である。
- エ. その軽微な不履行だけを理由として同条の催告解除をすることはできない。

答え・解説

正答：エ

ア：民法541条ただし書が軽微な不履行を除外する。
イ：同条は契約と取引上の社会通念に照らして判断する。
ウ：同条の原則は相当期間を定めた催告と期間内不履行である。
エ：民法541条ただし書は、催告期間経過時の債務不履行が契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは解除できないとする。
総合解説：契約違反があっても、あらゆる違反が解除につながるわけではない。違反の重大性も確認する。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0135

1-5 契約リスク対応 > 解除・危険負担

難易度：標準

売主の引渡債務の全部が履行不能となった。民法542条に関する説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 債権者は、同条の要件を満たす場合、催告をせず直ちに契約を解除できる。
- イ. 全部履行不能でも、必ず相当期間を定めた催告をしなければ解除できない。
- ウ. 履行不能になれば契約は法律上常に自動消滅し、解除の意思表示は一切不要である。
- エ. 全部履行不能の場合、債権者は損害賠償を請求することが法律上禁止される。

答え・解説

正答：ア

ア：民法542条1項1号は、債務の全部の履行が不能である場合に無催告解除を認める。
イ：全部履行不能は無催告解除事由の一つである。
ウ：危険負担や解除の制度を分けて検討する必要があり、解除権行使は意思表示による。
エ：解除権の行使は損害賠償請求を妨げない。
総合解説：催告しても意味がない類型では無催告解除が認められる。条文上の類型を整理する。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0136

1-5 契約リスク対応 > 解除・危険負担

難易度：標準

結婚式当日の午前中に納品されなければ契約目的を達成できない特注品について、売主がその時期を過ぎても納品しなかった。民法542条に関する説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 履行時期が契約目的に決定的でも、必ず追加で1年間待たなければ解除できない。
- イ. その日時内の履行が契約目的達成に不可欠であれば、催告なく直ちに解除できる場合がある。
- ウ. 特定日時に意味がある契約では、納期違反があっても解除は一切認められない。
- エ. 解除できるかは売主の会社規模だけで決まる。

答え・解説

正答：イ

ア：そのような一律の待機期間はなく、要件を満たせば無催告解除が可能である。
イ：民法542条1項4号は、特定日時・期間内の履行が契約目的達成に不可欠なのに履行せず時期を経過した場合を無催告解除事由とする。
ウ：むしろ定期行為は無催告解除の典型場面である。
エ：契約の性質・当事者の意思表示と履行時期の重要性により判断する。
総合解説：納期が契約目的に直結する取引では、通常の遅延と定期行為を区別する。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0137

1-5 契約リスク対応 > 解除・危険負担

難易度：標準

債務者の不履行が、専ら債権者の責めに帰すべき事由によって生じた場合の解除について、民法上最も適切なものはどれか。

- ア. 債権者自身が不履行原因を作った場合ほど、債権者は必ず無条件で解除できる。
- イ. 債権者帰責かどうかは解除には一切関係しない。
- ウ. 債権者は、民法541条・542条による解除をすることができない。
- エ. 債権者帰責の場合、契約は自動的に刑事事件となる。

答え・解説

正答：ウ

ア：民法543条は逆に解除を制限する。

イ：同条が明文で関係を定める。

ウ：民法543条は、債務不履行が債権者の責めに帰すべき事由による場合、債権者は催告解除・無催告解除をすることができないとする。

エ：民法上の解除可否の問題であり、自動的な刑事事件化を定める規定ではない。

総合解説：解除の可否では債務者側だけでなく、債権者側の原因も確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0138

1-5 契約リスク対応 > 解除・危険負担

難易度：標準

契約が有効に解除された場合の民法545条の効果として、最も適切なものはどれか。

- ア. 解除しても、すでに受け取った給付は双方とも必ず返還不要となる。
- イ. 解除は第三者の権利を常に無条件で消滅させる。
- ウ. 解除の効果は将来にしか及ばず、原状回復という制度は存在しない。
- エ. 各当事者は原則として相手方を原状に復させる義務を負うが、解除によって第三者の権利を害することはない。

答え・解説

正答：エ

ア：解除後は原則として原状回復義務が生じる。

イ：民法545条1項ただし書は第三者の権利を害せないとする。

ウ：民法545条が原状回復を定める。

エ：民法545条1項は解除後の原状回復義務を定める一方、第三者の権利を害することはできないとして取引安全にも配慮する。

総合解説：解除後は「契約関係を終わらせる」だけでなく、受領済み給付の返還と第三者保護まで検討する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0139

1-5 契約リスク対応 > 解除・危険負担

難易度：応用

契約解除によりA社がB社へ受領済みの代金を返還することになった。民法545条2項による金銭返還の原則として最も適切なものはどれか。

- ア. A社は、金銭を受領した時から利息を付して返還する。
- イ. 利息は解除通知の翌日からしか発生しない。
- ウ. 金銭返還では利息を付すことが法律上禁止されている。
- エ. 利息を付すかどうかは、返還する側が一方的に決められる。

答え・解説

正答：ア

ア：民法545条2項は、解除による原状回復で金銭を返還するとき、受領時から利息を付さなければならないとする。

イ：同項は受領時からの利息を定める。

ウ：むしろ民法545条2項が利息付加を要求する。

エ：法定の原状回復ルールとして受領時から利息を付す。

総合解説：解除に伴う返金では元本だけでなく、民法545条の利息・果実の返還ルールも確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0140

1-5 契約リスク対応 > 解除・危険負担

難易度：応用

双務契約で、当事者双方の責めに帰することができない事由によりA社の給付債務が履行不能になった。民法536条1項に関する説明として最も適切なものはどれか。

- ア. B社はA社の給付を受けられなくても、反対給付を必ず全額履行しなければならない。
- イ. 相手方B社は、反対給付の履行を拒むことができる。
- ウ. 危険負担の制度は双務契約には適用されない。
- エ. 双方無帰責の履行不能が生じると、B社は必ずA社へ違約金を支払う。

答え・解説

正答：イ

ア：双方無帰責の履行不能では反対給付を拒める。

イ：民法536条1項は、双方無帰責で債務が履行不能となったとき、債権者が反対給付の履行を拒むことができるとする。

ウ：双務契約における反対給付の扱いを定める制度である。

エ：違約金の当然発生を定める規定ではない。

総合解説：危険負担は「履行不能になった債務」と「相手方の反対給付」の関係を調整する。解除とは別制度として整理する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0141

1-5 契約リスク対応 > 解除・危険負担

難易度：標準

債権者B社の責めに帰すべき事由によりA社の債務が履行不能となった。民法536条2項の原則として最も適切なものはどれか。

ア. B社は自ら履行不能の原因を作っても、反対給付を必ず拒むことができる。

イ. A社が債務を免れて利益を得ても、その利益は必ずA社が全額保持できる。

ウ. B社は反対給付の履行を拒むことができず、A社が自己の債務を免れたことで利益を得たときは、その利益をB社に償還しなければならない。

エ. 債権者帰責の場合には契約上の反対給付という概念自体が消滅する。

答え・解説

正答：ウ

ア：同項は債権者帰責の場合に反対給付拒絶を認めない。

イ：同項後段はその利益の償還を定める。

ウ：民法536条2項は、債権者帰責による履行不能では債権者が反対給付を拒めないとし、債務者に免責利益があればその償還を求める。

エ：反対給付の扱いを具体的に定める規定である。

総合解説：危険負担では、履行不能の原因が双方無帰責か債権者帰責かで反対給付の扱いが変わる。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0142

1-5 契約リスク対応 > 損害賠償・違約金

難易度：基礎

債務不履行による損害賠償の範囲について、民法416条1項の原則として最も適切なものはどれか。

ア. 債権者が主張する損害は、因果関係を問わず無制限にすべて賠償対象となる。

イ. 通常損害は一切賠償されず、特別損害だけが対象となる。

ウ. 損害賠償の範囲は契約代金の100倍に法律で固定されている。

エ. 債務不履行によって通常生ずべき損害を賠償の対象とする。

答え・解説

正答：エ

ア：賠償範囲には民法416条の制限がある。

イ：同条1項は通常損害を基本とする。

ウ：そのような一般的固定倍率はない。

エ：民法416条1項は、債務不履行によって通常生ずべき損害の賠償をさせることを原則とする。

総合解説：損害賠償では、損害が発生しただけでなく、民法416条が定める賠償範囲に入るかを検討する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0143

1-5 契約リスク対応 > 損害賠償・違約金

難易度：基礎

債務不履行によって、通常は生じない特別な事情に基づく損害が発生した。民法416条2項により賠償対象となり得る条件として最も適切なものはどれか。

- ア. 当事者がその特別な事情を予見すべきであったこと。
- イ. 特別損害は、当事者が予見すべき事情であっても絶対に賠償対象にならない。
- ウ. 特別損害は金額が1円以上であれば無条件ですべて賠償される。
- エ. 特別損害の賠償には、必ず刑事有罪判決が必要である。

答え・解説

正答：ア

ア：民法416条2項は、特別の事情によって生じた損害でも、当事者がその事情を予見すべきであったときは賠償請求できるとする。

イ：同条2項が一定の特別損害を賠償対象とする。

ウ：予見可能性等の要件を検討する必要がある。

エ：民事上の債務不履行損害賠償に刑事有罪判決は一般要件ではない。

総合解説：通常損害と特別損害を分け、特別損害では事情の予見可能性を確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0144

1-5 契約リスク対応 > 損害賠償・違約金

難易度：基礎

民法上の損害賠償の方法について、最も適切なものはどれか。

- ア. 損害賠償は必ず同種の物品を現物で引き渡す方法に限られる。
- イ. 別段の意思表示がないときは、金銭をもって損害賠償額を定める。
- ウ. 損害賠償は必ず謝罪文だけで行い、金銭を支払ってはならない。
- エ. 当事者は損害賠償の方法について別段の合意をすることが法律上禁止されている。

答え・解説

正答：イ

ア：民法417条は金銭賠償を原則とする。

イ：民法417条は、別段の意思表示がないときは金銭をもって損害賠償額を定めるという金銭賠償の原則を置く。

ウ：そのような一般原則ではない。

エ：民法417条は「別段の意思表示がないとき」としており、別段の合意の余地を認める。

総合解説：損害賠償は原則として金銭で評価するが、契約上の別段の合意があるかも確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0145

1-5 契約リスク対応 > 損害賠償・違約金

難易度：標準

債務不履行による損害の発生・拡大について、債権者側にも過失があった。民法418条の扱いとして最も適切なものはどれか。

- ア. 債権者にどれほど重大な過失があっても、賠償額には一切影響しない。
- イ. 債権者に1%でも過失があれば、損害賠償請求権は必ず全部消滅する。
- ウ. 裁判所は債権者の過失を考慮して、損害賠償の責任および額を定める。
- エ. 過失相殺は交通事故にしか適用されず、契約違反には適用されない。

答え・解説

正答：ウ

ア：民法418条により考慮される。
イ：過失の存在だけで一律に全部消滅する制度ではなく、責任・額を定める際に考慮される。
ウ：民法418条は、債務不履行または損害の発生・拡大に関して債権者に過失があるとき、裁判所がこれを考慮して責任と額を定めるとする。
エ：民法418条は債務不履行について過失相殺を定める。
総合解説：損害の拡大防止を怠った側にも過失がある場合、賠償額の算定に影響し得る。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0146

1-5 契約リスク対応 > 損害賠償・違約金

難易度：標準

金銭債務の履行遅滞による損害賠償について、民法419条の原則として最も適切なものはどれか。
ア. 金銭債務の遅滞でも、債権者は実損額を1円単位で証明しなければ一切請求できない。
イ. 約定利率が法定利率を超えていても、必ず法定利率しか使えない。
ウ. 金銭債務の遅延損害金は法律上認められていない。
エ. 損害賠償額は遅滞責任を負った最初の時点の法定利率によって定めるのが原則で、約定利率がこれを超えるときは約定利率による。また債権者は損害の証明を要しない。

答え・解説

正答：エ

ア：民法419条2項は損害の証明を要しないとする。
イ：同条1項は約定利率が法定利率を超えると約定利率による。
ウ：民法419条が明文で定める。
エ：民法419条1項・2項は、金銭債務の遅延損害金について法定利率等による算定と損害証明不要の特則を定める。
総合解説：代金支払遅延では、一般の損害賠償と異なる金銭債務の特則を確認する。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0147

1-5 契約リスク対応 > 損害賠償・違約金

難易度：標準

金銭債務の不履行について、債務者が「不可抗力だった」と主張して遅延損害金を免れようとしている。民法419条3項に関する説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 金銭債務の同条所定の損害賠償について、債務者は不可抗力を抗弁とすることができない。
- イ. 不可抗力と主張すれば、金銭債務の遅延損害金は常に全額免除される。
- ウ. この特則は金銭債務とは無関係で、物の引渡債務だけに適用される。
- エ. 不可抗力抗弁の可否は、債権者が株式会社かどうかだけで決まる。

答え・解説

正答：ア

ア：民法419条3項は、金銭債務の不履行に関する同条1項の損害賠償について、債務者が不可抗力を抗弁とできないと定める。

イ：民法419条3項が不可抗力抗弁を認めない。

ウ：同条は金銭給付債務の不履行についての特則である。

エ：債権者の会社形態を基準とする規定ではない。

総合解説：金銭債務は、一般の非金銭債務よりも遅延責任について厳格な特則が置かれている。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0148

1-5 契約リスク対応 > 損害賠償・違約金

難易度：標準

契約で「債務不履行の場合の損害賠償額を100万円とする」とあらかじめ定めることについて、民法420条の説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 損害賠償額を事前に定める合意は、企業間契約では常に無効である。
- イ. 当事者は、債務不履行について損害賠償の額をあらかじめ予定することができる。
- ウ. 賠償額の予定は、債務不履行が発生した後でなければ絶対に合意できない。
- エ. 賠償額の予定をすると、契約は売買契約ではなく自動的に贈与契約へ変わる。

答え・解説

正答：イ

ア：民法420条1項は賠償額の予定を認める。

イ：民法420条1項は、当事者が債務不履行について損害賠償の額を予定できると定める。

ウ：あらかじめ契約で定めることができる制度である。

エ：契約類型がそのように当然変更されるわけではない。

総合解説：違約金条項を読むときは、賠償額の予定なのか、別の趣旨の条項なのかを確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0149

1-5 契約リスク対応 > 損害賠償・違約金

難易度：応用

契約に損害賠償額の予定がある場合、履行請求や解除権の行使との関係について民法420条2項が定める内容として最も適切なものはどれか。

- ア. 賠償額を予定した瞬間に、債権者は履行請求権と解除権を必ず失う。
- イ. 賠償額の予定があると、債務者は契約を履行しなくても自由である。
- ウ. 賠償額の予定は、履行の請求または解除権の行使を妨げない。
- エ. 解除権を行使すると、賠償額の予定条項は法律上必ず犯罪となる。

答え・解説

正答：ウ

ア：民法420条2項はその逆を定める。

イ：賠償額の予定は履行義務自体を当然に消滅させるものではない。

ウ：民法420条2項は、賠償額の予定をしても履行請求や解除権行使を妨げないと明記する。

エ：そのような規定ではない。

総合解説：契約違反時の救済は一つに限定されるとは限らない。賠償額の予定と履行・解除の関係を条文で確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0150

1-5 契約リスク対応 > 損害賠償・違約金

難易度：応用

契約に単に「違約金100万円」と定められている場合の民法420条3項の原則として、最も適切なものはどれか。

- ア. 違約金は常に刑事罰であり、契約上の損害賠償とは無関係である。
- イ. 違約金と記載すれば、損害賠償額の予定である可能性は法律上排除される。
- ウ. 違約金条項は、金額にかかわらず当事者が合意しても一切効力を持ち得ない。
- エ. 違約金は、損害賠償額の予定と推定される。

答え・解説

正答：エ

ア：民法420条3項は違約金を賠償額の予定と推定する。

イ：同項はむしろ賠償額の予定と推定する。

ウ：民法は違約金条項の存在を前提にその法的推定を置く。

エ：民法420条3項は、違約金を賠償額の予定と推定すると定める。契約条項の法的性質を判断する基本ルールである。

総合解説：「違約金」という名称だけで独立の制度と考えず、民法420条3項の推定から賠償額の予定との関係を判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01